

「第4回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

1. 開催日時

令和6年1月14日（日） 13:30～17:30

2. 開催場所

御嵩町役場 北庁舎3階大会議室

3. 出席者

審議会委員：三井栄会長、富田啓介副会長、梅内望委員、大畑孝二委員、岡本秀範委員、小栗幸弘委員、籠橋まゆみ委員、瀬瀬久美委員、杉本裕明委員、鈴木秀和委員、武田康郎委員、田中清仁委員、能登香都代委員、吉田泰規委員

J R 東 海：岐阜西工事事務所 荒井潤担当課長、赤上広生副長

御 嵩 町：田中克典企画調整担当参事、山田敏寛企画課長、澤田勇介リニア対策係長

4. 審議記録

（三井会長）

それでは定刻となりましたので、ただいまより第4回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を開催いたします。本日は大変寒く、日曜日にも関わらず皆様ご参加いただきありがとうございます。冒頭に2点、注意事項をお話させていただきたいと思います。

まず1点目は、前回もお話がありました通り、本審議会以外の場所で意見を誘導したりだとか、批判をお互いにするという個人とのやり取りは基本的にはやめていただければと思います。

もう一点が、あらかじめ意見書等を出していただいておりますが、その中でも個人名を出し、意見に対して批判をするということではなく、基本的にニュートラルな形で意見を提出いただければと思います。次回以降もしそのような形がございましたら、名前の見えないような形での皆様への共有に変更させていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速ですが事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

（澤田係長）

はい、それでは配付資料の確認をさせていただきます。①次第、それから町の説明資料としまして、②第3回審議会発生土置き場計画審議会 議事の振り返り、③御嵩町・町議会議員ご説明「美佐野地区における建設発生土の搬入について 令和元年8月30日」、④可児市大森地内における土壌汚染について、⑤近隣工区の工事ヤードの状況について、⑥JR東海への質問事項に対する回答、⑦盛土崩落事例について、⑧林地開発許可申請と高盛土について、⑨公的専門研究機関等による盛土の安定解析結果の照査、⑩（仮称）ミサノカントリークラブ開発計画の概要、それから委員の皆様には事前に送付をさせていただきました、本日ご持参いただいている資料になりますけれども、⑪盛土に対する委員の皆様からのご意見、⑫置き場計画を解決する選択肢についての意見、⑬環境関連に関する委員からの事前共有資料、あとは少し委員の皆様には追加でお配りさせていただいた資料がございますのでご確認ください。資料に不足等がございましたら、事務局にお声掛けください。

（三井会長）

皆様よろしいでしょうか。かなり膨大な資料がございますのでお気づきの際にまたお知らせいただければと思います。続きまして、委員の出欠状況、会議の成立状況につきましてご報告をお願いいたします。

(澤田係長)

本日の出席状況をご報告します。佐賀委員は本日欠席でございます。出席委員は14名でございます。規定により全委員の過半数以上でありますので本会議は成立していることをご報告いたします。

(三井会長)

それでは議事に先立ちまして事務局から注意事項等をお願いいたします。

(澤田係長)

報道機関の皆様、動画や写真の撮影、録音はここまでとさせていただきます。ご協力よろしく申し上げます。

(三井会長)

では、議事の1、第3回審議会の振り返りに入ります。ご説明をお願いいたします。

(澤田係長)

町説明資料「第3回リニア発生土置き場計画審議会 議事の振り返り」をご覧ください。こちらにつきましては、第3回審議会で委員の皆様からいただいた意見を集約・抜粋したものでございまして、テーマの答申の方向性のまとめなどになります。適宜振り返りにご活用ください。

次に第3回審議会で町に確認や情報提供を求められた事項について順に報告いたします。まず、JR東海は、委員会を設けて要対策土の対策等の整理をするのか、についてでございます。資料につきましては、「御嵩町長・町議会議員ご説明 美佐野地区における建設発生土の搬入について 令和元年8月30日」をご覧ください。環境基準に適合しない土砂等の埋め立て等に関する要綱第3条第9号にその他知事が求める事項というものがございまして、県から学識経験者の意見、協議書を付すということを求められておりますので、今後、事業者であるJR東海にて設置することになるというものでございます。

続きまして、環境基準を超過する重金属のうち、可児市大森地内における六価クロムの検出について、でございます。資料は「可児市大森地内における土壌汚染について」になります。資料内の「調査結果の概要」によりますと、六価クロムが0.057mg/L検出され、その基準超過は1.1倍でございます。JR東海に確認しましたところ、土壌汚染の原因は確定できないが、現在の土地利用状況が山林という現状、溶出した物質の種類、濃度等から自然由来によるものと推測しているとのことでございます。

次に他市のヤードにおいては要対策土を一時保管できる状況にあるのか、について、でございます。資料につきましては、「近隣工区の工事ヤードの状況について」になります。前回の審議会において、近隣工区の工事ヤードでは、要対策土をヤード内に一時的に置いておくスペースがたぶんない、とのお話がありましたので、JR東海の公表している保全計画書により確認したものでございます。表紙の通り4箇所について説明をいたします。ページ番号2-7でございます。こちらは町内の美佐野工区の工事ヤードになります。まずこの工事ヤードとは、トンネル掘削による発生土を最初に搬出する場所になります。図の「土砂ピット(判定用)」が7つの区画に分かれています。これは西側のトンネルからの発生土分3区画、東側のトンネルからの発生土分3区画、予備1区画となっています。発生土は1区画に1日分の掘削土が置かれ、重金属等の試験を経て、健全土または要対策土として3日目にそれぞれいずれかのヤード場外へ搬出されます。よって、美佐野工区は3日分までストック可能ということになります。次のページ3-10をお願いいたします。こちら瑞浪市の南垣外工区になります。基本的な流れはどの工区も同様になります。トンネルから発生した土はまず発生土仮置き場とよばれる場所に搬入され、重金属等の試験により健全土か要対策土かを判定し、搬出しま

す。ここまでは美佐野工区と同じですが、図に「ストックヤード」と書かれたエリアがあります。ここが遮水型ピットとあって、水に触れない構造のピットに要対策土を一時的に置いておくことができます。搬出状況によって、要対策土はこの遮水型ピットに一時的に置かれた後に場外へ搬出されることとなります。次のページ2-5でございます。こちらは可児市大森工区になります。南垣外工区と同様の造りとなっており、判定用土砂ピットと遮水型の土砂ピットが併設されております。最後のページ2-8でございます。こちら多治見市大針工区になります。こちら南垣外工区、大森工区と同様になります。以上が近隣工区の工事ヤードの状況になります。このように美佐野工区の工事ヤードは他工区と違い、遮水型の土砂ピットが併設されていないため、要対策土と判定された土を一時的に置いておくストックヤードが無いという状況にあるということでございます。以上でございます。

(三井会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明に関しまして、ご質問や確認等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きましてJR東海より前回審議会における確認事項、盛土関連の質問に対するご回答をお願いします。

(JR東海 荒井課長)

JR東海から説明させていただきます。仮置き場に関してですが、もしも要対策土を町外に持ち出すとなった場合には、仮置き場が必要なことは明らかですが、ご質問にあったどれくらいの大きさの仮置き場が必要なのかということと考えますと、要対策土を運ぶダンプトラックが1日当たり何台確保できるのかということですか、処分先までどのくらいの距離があるのか、あとその処分先の受け入れ可能量はどれくらいなのかなど、現時点では仮定でしか話ができないことが多くあります。仮定に仮定を重ねた単純な四則演算で出した数字で今後、審議されていくことは我々は望むところではありませんので、この仮置き場の必要な大きさという点につきましては、回答するのかもしれないのかを含めましてもう少し検討させていただきたいと思っております。これが前回の仮置き場の大きさに関する質問に対するご回答となります。

次に、「JR東海への質問事項に対する回答」という資料をご覧ください。委員の皆様には、事前にお配りしていただいていたと思っておりますので、内容についてご意見やご質問等あれば受け付けたいと思っております。

(三井会長)

ありがとうございます。JR東海からの回答に関連し追加での質問、確認等がございましたらお願いいたします。

(瀨藤委員)

少しお聞きしたいんですけども、仮置き場のことを言われましたが、「仮置き」とか、「一時保管」とか、「ストックヤード」という、言葉の定義の説明だけお願いします。

(JR東海 荒井課長)

まず、御嵩町から説明いただいた、ヤード内の1日ごとに検査をする場所については、「土砂ピット(判定用)」と申し上げ統一しております。南垣外だけ「発生土仮置き場」と書いてますが、この保全計画書を出した時期によりまして、用語が統一されていく過程で昔の言い方になってる場合もあります。この審議会や御嵩町と話していく上で、統一した方がいいということですので、1日当たりの土砂を判定するのは「判定用土砂ピット」、ヤード内ですとか、搬出するために一時的に置くものについては、「遮水型の土砂ピット」とか

「ストックヤード」、どちらかの言葉に統一したいと思います。さらに言いますと、持ち出して、本当の処分場、本置き場まで持っていくに当たって、一時的にどうしても長期間の仮置きが必要な場合につきましては、「仮置き場」という言葉にしたいと思います。

(瀬瀬委員)

私の理解としましては、ピットのところはそうなのですが、「一時保管」というのは、他のところへ持っていくために、相手方の処理能力とかダンプの関係というものがある場合に「一時保管」、「仮置き」というのは持って行くところがない、というような理解をしておりますが、その辺の言葉をきちっとしていただかないと、我々の齟齬が生まれることとなりますので、定義だけきちっとしておいていただきたいと思います。

(JR東海 荒井課長)

正直言いますと、はっきりとそうした定義が今まで無かったので、瀬瀬委員がおっしゃったように、長期間持って行き先がなくて置いておく場所を「仮置き場」というふうに審議会においては言うようにします。それ以外の、施工の調整や持って行き先に持っていくために一時的に保管するところは「一時保管」もしくは「ストックヤード」という言い方も他工区ではしておりますので、そういった言い方でよろしいでしょうか。

(三井会長)

その他何かございますか。吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

事前質問でも質問させていただいております、大雨時の通水断面の件なんですけども、溢流対策がされているか、ということで質問させていただいた回答ですが、私もあまり詳しくないので書かれている「合流ますの幅は管渠+200mmを標準として、内部に土砂だめを設けます。」ということが、溢流対策と捉えてよろしいですか。

(JR東海 荒井課長)

合流するところで溢れ出すということに対する対策として今の合流ますの対策になりますし、一般の排水路のところで越流するということにつきましては、のり面小段をコンクリート被覆して、横に漏れてもコンクリートをやることですぐに洗掘されないようにという対策を書いております。

(吉田委員)

分かりました。私も詳しくないので、こういった対策があるということで承知させていただきます。

あともう一点、先ほど質問し忘れたんですけども、六価クロムが出たということで、ここに記載されているのは、自然由来であると思われるというふうに書かれてるんですけども、ということは、このあたりにも蛇紋岩があるということが確認されたということでしょうか。

(JR東海 荒井課長)

蛇紋岩があることは確認しておりません。

(吉田委員)

分かりました。まだはっきりと分からないということで今解明されているということでしょうか。

(JR東海 荒井課長)

はっきりと分からないというところが結論になってます。

(吉田委員)

分かりました。ありがとうございます。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。その他、小栗委員からお願いします。

(小栗委員)

先ほどのコンクリートで覆うといった話は小段の話ですか。のり面は植生だけで終わらせるのですか。

(JR東海 荒井課長)

基本、植生を行うことを考えています。

(小栗委員)

南垣外の残土置き場ですが、あそこを拝見すると、もう既に法面が何ヶ所か崩れてきているのですが、あれは確認されたら何か修理、補修をされるんですか。

(JR東海 荒井課長)

南垣外の発生土置き場につきましては、青協建設の事業ですので、青協建設さんに確認していただきたいと思います。

(小栗委員)

分かりました。

(三井会長)

よろしいですか。鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

すみません、ちょっとつまらない質問を二つします。この「JR東海への質問事項への回答」という資料ですが、No.15, 16は質問者の名前がないんですけど、誰の質問でしたか。

(澤田係長)

事務局からお答えします。こちらにつきましては、前回の審議会の中で出た質問事項になります。二重にはなりますが、町も先ほど説明し、JR東海も回答をしているというものです。

(鈴木委員)

内容じゃなくて誰の質問ですか、という質問です。

(澤田係長)

15については、吉田委員が前回の審議会で発言されたものと記憶しております。16については、鈴木委員からご発言があったかと思えます。違ったら申し訳ございません。

(鈴木委員)

分かりました。あと、内容について一点だけ、No.5で吉田委員がスレーキングの話がされてますけど、スレーキングと聞いても、多分ピンとこない方が多いので、吉田委員から簡単に説明してもらっていいですか。

(吉田委員)

すみません。スレーキングについては、また説明はしようと思ってたんですけど、私の盛土に関する意見資料の7ページに書いてあります。

(鈴木委員)

それについての検証もされたということによかったですか。

(吉田委員)

質問の回答では、スレーキングというのは、元々硬い土だったものが時間をたって粘土化するということのことをスレーキングというのですが、こういったものも考慮して高盛土委員会で検討されてる、ということをお返答されていますので問題ないのかなというのが今の私の意見です。

(三井会長)

その他、小栗委員どうぞ。

(小栗委員)

吉田委員に教えていただきたいんですが、このスレーキングというのは、泥岩とか凝灰岩に限ったことなんですか。

(吉田委員)

全てとは私もはっきり言えないんですけども、代表例として泥岩と凝灰岩といいます火山灰のようなものが固まった岩がスレーキングを起こすと言われてます。

(小栗委員)

花崗岩がスレーキングを起こして真砂土になるのとはまた違うんですか。

(吉田委員)

花崗岩の場合は、風化していくものですので、スレーキングとは多分違うのかなと思います。

(小栗委員)

風化も、水が染み込んだり乾燥したりの繰り返しで風化していくんですね。

(吉田委員)

そうですね。ただ、花崗岩の場合は、時間がすごい経たないと真砂土にはならないので、厳密に定義が分からないのですが、花崗岩の場合はスレーキングとはいわないと思います。

(小栗委員)

そうすると、高盛土委員会というのは、花崗岩が長い時間をかけて風化していったときに、その危険性も考慮して安全率を出されたのですかね。

(JR東海 荒井課長)

トンネル掘削から出てきた花崗岩が、真砂化するとまでは考えておりませんので、高盛土委員会でも出てきた岩がどれくらいだろうというのは、安全側に見て土質係数を定めていますので、ただ、真砂化して細かい砂になるというところまではされていないと思います、私も最終確認できてないですが。

(三井会長)

その他、何かございますか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、次の議題、盛土関連の説明について事務局からお願いいたします。

(澤田係長)

事務局から説明させていただきます。今回の審議テーマが、盛土の安全性、特に防災面ということでございますので、盛土の崩落事例について調べてまいりましたので説明いたします。資料につきましては「盛土崩落事例について」という資料でございます。

まず、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の事例になります。出典は国土交通省、農林水産省、林野庁の盛土等の安全対策推進ガイドラインおよび同解説でございます。この土砂崩れでございますけれども、断続的に降り続いた大雨により、盛土された箇所の大規模な土砂の崩落が発生し大きな被害が出た、ということで報道されましたが、原因は県条例への届け出とは異なる内容による造成で、排水対策や締固めが不十分、十分な土留がないなど、不適切な工法によるものということが指摘されております。

次の事例でございます。平成21年7月に発生しました、広島県東広島市の事例になります。出典は先ほどと同じく、国土交通省、農林水産省、林野庁の盛土等の安全対策推進ガイドラインおよび同解説および地盤工学ジャーナル第6巻第2号でございます。こちら大雨により、盛土の崩落が発生したものでございます。こちらの現場は産業廃棄物処分場として計画され、それが廃止された跡地が残土処分場として利用され、盛土が構築されたところでございます。こちらにつきましても、不適切な工法が確認されております。谷の上部から下部へ盛土する、下から積み上げるのではなく、上から土を入れているような盛土であること。盛土内に水を排水する対策が施されていない。それから人工的なゴミの欠片等の混在などがございます。これまでフォーラム等を含めてJR東海からも説明のあった公共基準に沿った盛土とは大きな差が確認できるものと町も所感を持っております。

続きまして「林地開発許可申請と高盛土委員会について」を続けて説明をさせていただきます。この後、JR東海から高盛土委員会で受けた照査、審議がどのようになされ評価を受けているものなのか、説明がございましたけれども、町からは高盛土委員会とはそもそも何なのか、なぜ設置されるのかといった背景をご説明します。町内のJR東海の置き場計画は林地開発許可申請の手続きが必要になる規模でございます。鉄道事業のため、許可申請ではなく県との連絡調整手続きとなりますが、同じ基準を満たすこととなります。この林地開発許可申請は森林法に基づいているものでございまして、目的は森林の有する公益的機能を阻害しないよう、開発行為の適正化を図ること。許可権者は、今回の場合では、連絡調整先となりますが、岐阜県知事になります。許可要件につきましては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全、以上四つの要件を満たすこととございます。つまり、周辺に土砂災害や水害を発生させないのか、水質や水量に影響を与え水の確保に著しい支障を及ぼさないのか、環境を著しく悪化させないか、そういった恐れがないことが、審査されるということでございます。その中で、15mを超える高盛土をする場合、岐阜県の場合は、公的専門研究機関による安定解析、意見書の添付が必要と定められています。県内他市のリニア中央新幹線関連建設工事でも同じように、高盛土委員会を経て、盛土計画が進められています。美佐野地内の置き場計画の高さは15mを超えますので、JR東海は高盛土委員会を設置し、照査や意見を

受けた計画を町に報告している旨、説明を受けております。内容説明についてはJR東海からお願いいたします。

(JR東海 荒井課長)

では、内容につきましては「公的専門研究機関等による盛土の安定解析結果の照査」という資料をご覧ください。少し読ませていただきますと、盛土の安定解析につきましては、公的専門研究機関等である岐阜大学に解析結果に対する意見書の作成を依頼し、有識者による委員会形式、高盛土委員会とありますが、審議していただいて、基準を満足することが確認され、令和5年11月に最終的な安定計算の結果を町にご報告、ご回答したところです。「JR東海の協議事項(R5.11)」の資料がそれに当たります。第4回フォーラムで具体的な盛土設計を説明した際に当社から説明した資料については、高盛土委員会で審議、了承を得てきた資料をもとに作成しております。高盛土委員会で検討、審議された内容を次ページ以降で説明して参ります。

次のページをご覧ください。高盛土委員会の開催概要ですが、候補地A、Bそれぞれで開催しておりまして、審議の内容は以下の通りです。委員会で了承を得た結果と、フォーラムでのご説明内容を照らし合わせながら、さらに次ページ以降で説明してまいります。

次のページをお願いします。高盛土委員会の検討、審議内容ということで、これは候補地Aの地表踏査の結果となります。候補地Aにおける地表踏査、地質の調査は、委員による現地調査も実施した上で、下記の通り了承されました、ということで図面を作りまして、これでいいという委員の承認を得ております。

次のページ、同じく置き場候補地Bの調査結果ですが、こちらも委員による現地踏査を実施した上で、この図面の内容で了承されております。

次のページ、先ほどの委員の地表踏査の結果を受けてできた地質図を基に、高盛土委員会で審議された資料を用いて、フォーラムでは「地表踏査による地表面の状況」という資料を皆さんにご説明しているところです。

次のページに参ります。候補地Aの地質調査の計画というところです。候補地Aにおける地質調査、ボーリング調査ですとか、表面波探査、こういう調査の計画につきましては、下記の通り行います、というのを図面で示しながら委員の意見も受けながら最終的に了承されております。赤い丸のところと青い丸のところがボーリングの位置となります。

次のページいきまして、候補地Bの地質調査の計画です。候補地Bにつきましても、ボーリング、表面波探査等の実施について、委員から意見を受けながら、このようにしようというので了承されております。「当初の計画からのり面位置を変更したため、追加ボーリングを行った」と書いておりますが、これは候補地Bの上に調整池があるんですが、その下にB-4-1、B-4-2、と2本追加したもので、当初の調整池の位置を少し移動したことによって新たに追加などの意見をいただきながら調査をしてきたものとなります。

それらを受けまして、フォーラムにおける説明書は次のページとなります。地質調査の結果としてボーリングの位置や表面波探査の位置を青線と赤丸で示しながら、皆さんにもご説明したところであります。

次に、高盛土委員会での検討、審議内容の候補地A、Bの安定検討の計画ということで、候補地A、Bともに安定解析の方法については、安定計算式ですとか、常時と地震時の条件等が検討され、下記の通り了承されております。一般的な話でするので割愛しますが、安全率の計算方法ですとか、安全率と設計水平震度等の議論をしていただいて、この計画でいこうと、この安定計算をやろうというふうに決められております。

次のページ、それを受けてフォーラムでどのように説明したかと申しますと、安定計算の考え方というところで、安定計算では盛土材の性質、計画するのり面の勾配等が設計条件で、常時で安全率1.5、地震時で安全率1.0を満足する形状を検討したと、そういったお話をフォーラムの中でもさせていただいております。

次のページ、候補地Aの安定検討の結果ですが、候補地Aの安定計算を行う断面の検討をしたときの資料となります。このようにAからGまでの断面を検討することになりまして、代表断面としてF-F'の結果を次のページに示しております。

次のページが、候補地Aの安定計算の結果で、F-F'断面の結果です。いろんな円弧が書かれてると思いますが、いろんな円弧を検討していく中の一番条件が厳しかったところについてが、赤く囲っているところです。

それらを受けまして、次のページにあるフォーラムでの説明につきましては、F-F'断面を③-③'断面と言いかえまして、代表的な断面の円弧について載せまして、それぞれの常時、地震時の安全率を記載して、常時で1.5以上確保、地震時で1.0を満足しているというところをご説明したところです。

次のページが置き場候補地Bの安定計算の結果となります。断面は、B-B'断面をやるということにしております。

次のページが安定計算の結果でして、同じく円弧が二つ書かれてますが、赤いところが一番厳しい条件となっております。

そして次のページ、フォーラムでどのように説明したかといいますと、令和5年11月に御嵩町に対して下記の通り回答しているものです。フォーラムでは、B-B'断面というのを②-②'断面と言ひ換えております。先ほどの二つの円弧をそれぞれ載せまして、常時、地震時の安全率を確保しているというご説明をしています。

そして次のページに高盛土委員会の意見書というのを記載しております。最終的には、この高盛土委員会の審議を経まして、この意見書を受領して盛土の安定解析の結果が基準を満足するということを確認しています。意見書の下半分ぐらいにあります、施工時の配慮事項ということがありますので、それについては、工事計画のときに確実に実施するということになります。

この説明で何が言いたいかといいますと、JRで設計や調査をした結果を出して、その結果だけを高盛土委員会で照査を受けているというのではなく、調査とか設計の検討段階から各ステップで委員と意見を交わしながら進めてきた結果というところをお示したいと思ってこの資料を提出しております。説明は以上となります。ありがとうございました。

(三井会長)

それではただいまのご説明に関してご質問などございますか。

(杉本委員)

僕もちょっと疑問があって町に確認したんですけど、なぜ委員長の名前が出てないのか、という話をしたら、どうも任意の委員会なので、出せないようです、という話だったので、僕独自に取材をして、とりあえず委員長だけの名前が分かりました。岐阜大学の委員会委員長の名前は八嶋厚さん、岐阜大学の特任教授、地盤工学が専門と分かりました。この方の経歴を調べたんですけども、京都大学の工学部をお出になられて、81年から87年、88年から90年まで、京都大学の防災研究所の助手をされています。京大の防災研究所というのは、この教員の方は僕もずいぶん取材してますが、防災関係で地盤工学では日本で最高レベルの研究所です。今回の石川県で起きた地震でも頻りに教授さんたちが出てますよね。それから東日本でもずいぶん活躍されましたし、こういう実績のある方です。この方が、岐阜大学に助教授として移られ、ずっとこの研究をされています。それから、この方が岐阜大学では理事、副学長も務め、論文公開されてるものを、私は中身は検証できませんから、どれぐらいの量が書かれているのか、それから、例えば学会に出されているのか、学会に出すということは、当然審査付きですから、大丈夫だろうと、こういうものをたくさん書かれている。それから御嵩町の関係では、次月の国道斜面の崩壊事故があったときに、調査委員会の委員長をされ現地にも入られ、かつ、調査委員会の委員長として、ずいぶん現地の状況も分かって

おられるということで、他の委員さんがちょっと分かりませんが、私は非常に信頼できるというふうに思いました。この高盛土委員会の出したものに、もし疑問があるんだったら、やっぱこれは高盛土委員会が使ったデータに対して、このデータを使うのはおかしいとか、あるいはここの計算方法が間違ってる、ということ、やっぱり専門家の方から出さない限りは、私は、否定や疑問を呈するというのはちょっと難しいんじゃないのかなっていうふうに思っています。この問題についてはもう少し述べたいのですが、それは改めて私の順番が来たときに、こういう方法もあるとか、それでも不安だということに対してこうしたらいい、ということについては、また後程、意見を述べたいと思います。とりあえず補足的な説明をさせていただきました。

(三井会長)

ありがとうございます。その他、JR東海に対して、もしくは町のご説明に対してございますか。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

JR東海の説明資料14ページについて、以前も質問したことあるんですけど、ゴルフ場の調整池がありますよね、その下にくっつくような感じで盛土するわけなんですけど、高さも同じなんですけど、この調整池の話は高盛土委員会では特に指摘はなかったんでしょうか。

(JR東海 荒井課長)

はい。高盛土委員会では特になかったんですが、ゴルフ場の調整池の堤体については、強度や大きさとか、そういうのを図面と現地調査をし、耐えるものかどうかを確認しております。高盛土委員会で議論されたかどうかは確認しますが、大丈夫だということを確認しております。

(鈴木委員)

はい、分かりました。

(三井会長)

その他、お願いします。

(瀬瀬委員)

10ページの地震の関係なんですけど、地震動で設計水平震度は0.25、震度6から7程度というふうに書いてありますが、能登半島地震でも、いわゆる地震動の周期が問題になっておりまして、例えば、昭和56年6月にいわゆる新耐震基準というのが新しくなったわけなんですけども、そうした建物でも今回の地震で倒壊したというようなことがございますが、その辺のところを分かれば教えていただけますでしょうか。地震動の周期がこの中で検討されているのかどうかということです。

(JR東海 荒井課長)

はい。設計水平震度0.25というのは、あらゆる周期帯を考慮したもので設定されていると聞いてます。フォーラムでも、中井先生がそういうふうに言っていたので、我々もこれを使っていけば大丈夫だという確信を持ってやっております。

(瀬瀬委員)

ありがとうございます。ぜひ赤上副長からもお聞きしたかったですけどそういうことでしょうか。

(JR東海 赤上副長)

そういうことです。建物によって、それぞれ固有周期はありますので、それぞれの固有周期のときは揺れやすい、揺れにくいというのがあります。一般的に小さい戸建住宅は、周期が短い、いわゆる内陸型とか、そういった周期の方が揺れやすいというのは分かっている、大規模なビルなどは長周期、大震災などがまさにそうなんですけど、海溝型の地震が揺れやすいというふうにされています。そういったことを総合的に考えまして、この震度が決められていて、それに則ってやれば、一般的に大丈夫ということにされておりますので、それについても高盛土委員会にて審議を受けてますので、我々としてはそれで問題ないと考えております。以上です。

(瀨瀬委員)

設計水平震度の中で考慮されているということでしょうか。

(JR東海 赤上副長)

設計水平震度自体は、地域によって低減しても良いという地域もありまして、それがちょっと載せてないんですけども、林地開発の手引きにも載っているところがございます、岐阜県については1.0ということで、何も係数を減じることなく、0.25で設計をしていると、他の地域については地震が起きにくいとか、そういった地域については、それを減じる0.8とか、そういったことで減じても良い地域が指定されていまして、岐阜県についてはそれは無いというところがございます。

(富田副会長)

盛土の強度については理解できましたけれども、排水についての考え方ですとか、その辺りの設計について、もう少し詳しく教えていただくことはできますでしょうか。

(JR東海 荒井課長)

今日は資料をお持ちしてないんですが、今までフォーラムで説明した資料とか皆さん、事前にお配りいただいていると思うんですが、排水につきましては、盛土の底部に地下排水管というのを設けまして、その周りには、砕石材を敷き詰めて水が浸透しやすくする状態にします。その排水管を盛土内の底部に枝葉のように引くことによって、盛土内の排水が促されて、盛土内に水がたまることのない計画としております。高盛土委員会でも排水はしっかりしろということが意見書の中にもありますので、そこは確実なものを作っていきたいと思っております。

(富田副会長)

ありがとうございます。パイプに流れる水の最大量といいますか、どれくらいの雨に耐えられる設計なのかということですか、あるいはこの場所は湿地ですので、下から湧き上がってくる水もあるかと思うんですが、その分も足した考えで設計されているかどうかということもお伺いできればと思います。

(JR東海 荒井課長)

雨が降って、それが浸透していくスピードとかは想定しづらく、ただ、常に排水できるパイプを敷いておけば、一瞬は少したまることがあるかもしれませんが、じきに抜けていきますので、最終的には完全に排水できているという状態が大事だという思想で設計しております。排水管の太さについても、一般的な道路の盛土ですとか、そういったところの事例を基に設定しております。

(富田副会長)

分かりました。碎石をパイプの周りに敷くということで、多分大丈夫だと思うんですけども、詰まってしまうとか、土砂が流れ込んでしまうというリスクは無いと理解してよろしいでしょうか。

(JR東海 荒井課長)

碎石で食い止めてくれるだろうと思ってますし、もし万が一そういう状況が見られましたら、清掃等をするようにしていきます。溜まっているかどうかの確認につきましては、縦の排水がありますので、それで目視なりカメラを突っ込むなりして見ることができますので、点検の際に必要なであればおこなってまいります。

(三井会長)

ありがとうございます。岡本委員お願いします。

(岡本委員)

13ページをお願いしたいんですが、こういう図をフォーラムで何種類か拝見してきたんですが、まず一つの疑問は、この断面図、これは正確な縮尺によって書かれていますか。これX軸方向に少し長くなってないですか。

(JR東海 荒井課長)

そういう疑問を生まれるようなことないように1:1で作ってます。

(岡本委員)

そうですか。もう一つは、③-③' 断面ということになってますが、これはこれでいいんですけども、小段に対して直角な断面の断面図はなぜ出されないんですか。ここにはないですね。

(JR東海 荒井課長)

この断面の切り方はなるべく全体を表しやすいように、という意図で切っているだけです。何か恣意的に切ったわけではないです。

(岡本委員)

そうだと思います。ただ、住民からすると、こういう盛土の断面図がどれだけの勾配を表しているのかというのがよく分からないのです。

(JR東海 荒井課長)

少し前のページの高盛土委員会の資料につきましては、ちょっと字がちっちゃいんですが、1:1.2とか、1:2.0というのが斜面の中に記載されてると思うんですが、それが勾配になります。

(岡本委員)

だから、こういうのをフォーラムで町民に対して示して欲しかったです。お分かりいただけますか。

(JR東海 荒井課長)

はい。フォーラムの資料につきましては、全体の形を見ていただくという点で細かい数字まで入れてなかったのは、そのとおりでございます。

(岡本委員)

町民にとってはですね、(大変心配な)この勾配あるいは斜度はほとんど言及されていないんですね。ですから、それぞれの盛土の方位に対して何度の勾配なのか、これをはっきり出してほしいんですよ。

(三井会長)

今のご質問は、これ以外にプラスで何か資料が欲しいというご要望ですか。それとも、フォーラムのときには無かったものが今回ご提示いただけたなら、前に出して欲しかったというご要望ですか。

(岡本委員)

追加でまず出していただいて。

(三井会長)

どういった資料を追加で。

(岡本委員)

ですから、その斜度を。断面勾配を。

(三井会長)

勾配はここにもう既についています。

(岡本委員)

いやいや、全ての方位に対してですよ。

(三井会長)

審議会としてそれが必要かどうかというのは少しまた検討させていただいて、個人のご要望ということで今承ったということによろしいでしょうか。

(岡本委員)

はい、ありがとうございます。それからですね、安全率なんですが、私の文書意見でも出したんですけども、1.2以上のところで1.5を採用されていますよね。地震時の1.0以上というのは、そのまま1.0を採用されているんですが、これはどうしてですか。つまり1.2以上のところを1.5というのは追加されているわけですね。そういった追加をですね、地震時の安全率について、なぜ追加されていないんですか。(地震時安全率も追加すべきです。)

(JR東海 荒井課長)

理由については分かりかねますが、それも含めて高盛土委員会で決定されてきたことですので、その内容が良いか悪いかと言われても、ちょっとお答えしようがないところはあります。我々も全て専門ではないので、分からないところは分かりません。

(岡本委員)

そうするとこれは、JR東海で安全率を決められたわけではないわけですか。マニュアルはありますよね。そのマニュアルを満足するようにJR東海で設計されているわけですよね。

(JR東海 荒井課長)

その設計条件も含めて委員の方と意見を交わしながら設定しているのであって、JR東海で一方的に1.0、1.5にすると決めてやったわけではないです。

(岡本委員)

そうですか。分かりました。ありがとうございます。

(三井会長)

小栗委員お願いいたします。

(小栗委員)

以前、次月で説明していただいたときは、表土を削ってその上に置くという説明をいただいていたと思うんですが、既設盛土は削るんじゃないんですか。その上に乗せるんですか。

(JR東海 荒井課長)

既設の盛土につきましても、全て削るわけではなくて、表層の草が生えており根が入っていると、そういう柔らかくなっているところについては剥ぎ取りをします。ただ、既設の盛土につきましても、地質調査をして、その地質の係数を決めて設計に反映していますので、全て取る必要はないという設計になっています。

(小栗委員)

例えば12ページの図を見ると、ずいぶんたくさんの既設盛土があるように見えるんですが、先日、御嵩町に聞きましたら、この盛土はゴルフ場開発するときに削った土ですよ。道路を作るときに削った土であって、ゴルフ場はもう作ってないから、そんなにたくさん無いというようなことを説明受けたのですが、どうなのですか。こんなにたくさんあるものなんですか。

(JR東海 荒井課長)

どのぐらいの量が削られて、どのぐらいの量が盛土されてるかというのは存じ上げないですが、我々が断面で示しているのは地質調査ボーリングをした結果ですので、ボーリングをしたコアを見て、ここまでは盛土、ここからは現地盤だ、というのを確認して断面図を作成しております。

(小栗委員)

そうですか。あと、地震時の安全率をクリアしているという結果について、例えば地震と集中豪雨が同時に発生したときも考えられているのですか。

(JR東海 荒井課長)

地震時はあくまで地震時のみとなります。

(小栗委員)

別々の安全率の結果なんですか。

(JR東海 荒井課長)

豪雨のときの安全率というのは私もよく分かりません。

(小栗委員)

雨降って地震が来たら崩れやすすくないですか。

(JR東海 荒井課長)

先ほども申し上げたように、排水していきますので、地震が起きても盛土内の排水は促していますので、大きな影響はないと考えられると思います。

(小栗委員)

今回の佐賀委員の資料に、御嵩町の「リニア中央新幹線事業に関わる進捗状況報告」というものがあります。御嵩町とJR東海が話し合いをしている記録ですね。その中で、トンネルの坑口工事を始めた瞬間に地滑りが起こる可能性がある、ということが書いてあるのですが、これを読んだら私はとても安全であるという気持ちになれないんですが。地元としては不安だらけ。その次の行には、さらに起こりうる地滑りの状況を調査する必要も出てきた、と書いてある。この辺のところは、その後何か調査されたのですか。

(JR東海 荒井課長)

今日お配りした「JR東海の質問事項に対する回答」のNo.19をご覧くださいませでしょうか。小栗委員がおっしゃったのは、このご質問の内容と一緒だと思うのですが、よろしいですか。これは町からの回答ですが、これが回答になりますので、そのようにお読みいただければと思います。

(三井会長)

今日お配りした資料をご覧くださいませか。回答をきちんとされているので、確認いただければと思います。一旦この質問を終わらせていただいてもいいですか。

(小栗委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(三井会長)

それ以外の方で。能登委員お願いします。

(能登委員)

私は、林地開発許可申請というJR東海がくださった資料、そしてJR東海がフォーラムのときに配られた資料で、10年に一度の確率で降る時雨量142mm、それから沈砂調整池の貯水能力、30年に一度の確率で降る時雨量183mmと書いてあります。これは、林地開発許可申請の手引きより、と書いてありますが、手引きは昭和49年10月3日から使用されているものです。見直しがされていて、令和5年4月に見直しをされていますが、雨量については同じでしょうか、それとも変わっているのでしょうか。なぜかといいますと、見直しのところに、近年の豪雨等により土砂災害や、許可を受けた事業者の杜撰な施工管理などが問題となり、と書いてありますが、この雨量についての見直しはされましたでしょうか。そして、先ほど八嶋先生のお名前が出てまいりましたが、御嵩町次月地区災害調査検討委員会の中に八嶋先生が入っていらっしゃいます。その八嶋先生が検討された議事録の中に、キャパオーバーの雨が降って、ということが書いてありますが、そういう点でも雨量の見直しはされていますでしょうか。

(JR東海 荒井課長)

先ほどと同じ、事前質問の取りまとめのJR東海からの回答資料、No.7鈴木委員からの質問への町からの回答になってしまうんですが、令和5年4月に林地開発許可申請の手引きの改訂がなされたことは我々も承知しておりますし、調整池の計算する際は30年確率をするというのが基本なんですが、場合によっては、50年確率もできるという規定があるというのも存じております。その点につきましては、町が必要なのかどうかというのを、河川管理部局と協議されて決められてくるものと、我々は承知しております。

(三井会長)

よろしいですか。雨量というのが、30年に一度の確率で起こる量と、50年に一度の確率で起こる量というのが決まっているんですね。その確率に対しての配慮は、30年は既にしてているが、50年に関して、それをすべきかどうかは今後、その必要性に応じて検討します、という回答です。よろしいでしょうか。

では、田中委員、よろしくお願いします。

(田中委員)

私は盛土のことにに関しては素人なので、1.2とか1.0とか何かそういうこと言われてもさっぱり分からないのですが、安全性が保たればいいのか、というふうに思うんですけど。僕の意見でも聞いてるんですけど、先ほどから話に挙がる高盛土委員会というのが、すごく基準になっているのかなと思ったのですが、その高盛土委員会の判断の信頼性とか、そもそも高盛土委員会というのが何なのか、ということ、どれぐらいの権威があって、どれぐらい信頼性があるのか、というようなことを教えていただけると。例えば、それが安全性を一番担保できるというものであれば、そこを信用するしかないのかなと思うので、少し詳しく知りたいなと思います。

(三井会長)

JR東海か町か、どちらからご回答いただけますか。

(田中参事)

高盛土委員会について少し調べましたが、おそらく岐阜県が独自で作っているのかなという基準、先ほどの手引きの中で15mを超える盛土については特別に（高盛土委員会を）作る定められているものです。岐阜県の場合ですと、高盛土委員会については、岐阜大学が唯一やっていると聞いております。今回も岐阜大学にJR東海から高盛土委員会をお願いして、チェックされたということになります。ですので、岐阜県が求める公的専門研究機関による高盛土委員会ということになっているので、公的専門研究機関ということだと、県内では唯一、岐阜大学という形になっているものです。

(杉本委員)

能登委員からも話がありましたので補足説明しておきますと、去年5月に盛土規制法が施行されました。盛土規制法というのは、施行された後、各都道府県が2年以内に規制区域の指定をして規制基準の設定を行うんですけども、これは要するに、直近の下流に宅地がたくさんある場合には、宅地造成等の工事規制区域を決めるというもの。それから、そうではないんだけど、例えば溪流地域とか、非常に危険なところについては、民家が少なくとも、特定盛土規制区域というのを決める仕組みがあるんです。それによって、従来の何十分の1とかいう規制が厳しくなるんですか、というのを岐阜県と国土交通省に確認しました。この宅地造成等工事規制区域というのは、それに基づく基準が、昨年に改正されて、既に技術基準ができております。それからもう一方の方もできてます。所管は、宅地が国交省、林地は森林法が関係しますから農水省。どちらも従来の基準を大幅に規制強化したのですか、と確

認したら、従来通りです、ということでした。従って、従来の規制は甘いのではないのか、と聞くと、そうではありません、という公式回答を得ています。従って、今後何か法的に上乘せなければいけないというものではありません。先ほど言われた50年に1回（の降雨確率）ということ、ここではその基準は30分の1（30年確率）になってます。それも、この地域は岐阜地域になってますから、他の地域が10分の1（10年確率）に対して30分の1（30年確率）ということは相当厳しくみてあると考えた方がいいと思います。全然甘くありません。だから岐阜県内では一番厳しい基準を使っています。さらにそれは、特別の何か固有の条件があるならば50分の1（50年確率）になるかも分かりませんが、今のところは多分、非常に厳しいんじゃないでしょうか。例えば、さっき言ったような溪流地域。これは私も調べましたが、残念ながら、置き場AもBもそこには指定されておりません。なので法的には無理です。もしそれをやるなら裁判しかありません。

（三井会長）

はい、ありがとうございます。続きまして、JR東海に何か今の時点でご質問がございましたら、お願いします。一旦よろしいでしょうか。

それでは続きまして盛土についての討論に入りますが、少し時間を超過しておりますので10分休憩させていただきます。JR東海も、もしよろしければそのまま盛土についてのご質問が出る可能性がありますので、今回は同席いただいてもよろしいですか。申し訳ございません。

10分間の休憩

（三井会長）

それでは、再開させていただきたいと思います。ただいまより、盛土についての討論に入ってまいります。事前にいただきましたご意見につきましては、皆様共有させていただいておりますので、その意見そのままを読み上げるということではなく、それぞれ追加で説明、もしくはその他の委員へのご質問、確認等ございましたら、1回の発言約5分程度に収めていただき、1回しか発言しないという意味ではなく、またもう一度ご発言いただければいいのですが、1人の方が20分続けてお話されてしまうと他の方の時間がなくなってしまいますので、一度の発言5分程度をめどにご意見いただければと思います。挙手にてお願いいたします。目が合いましたので籠橋委員からお願いできますか。

（籠橋委員）

私が提出した資料は、やはりこの残土処分の一番の問題点は下流の水質悪化だと思っています。2016年の段階で、実はこのリニアの沿線の可児市の人、多治見市の人と一緒にバックグラウンドを取っておこうということで、まだ汚染される前の美しい水質を調べました。押山川、調整池の下流、それから木屋洞川の下流。予想通りドンピシャのところまで調べているんですけど、3ヶ所ともまだ汚染されていない綺麗な水質という結果です。押山川については、調べた中で一番ウランが出ています。ウランが出たということだけが特徴でした。ただ、御嵩町の水質は良かったんですけど、その次に行った可児市の久々利川の水質が異常に高かったんです。その水質の高い原因というのは、やはり新滝ヶ洞溜池の水質汚染。13年たった後の久々利川の水質もまだ異常な値を示していたというすごくショッキングな結果が得られたんです。国土交通省が行った残土処分ですので、きちんと国がやった残土処分です。国と可児市が行った残土処分場で、適正な処理が行われたはずの80万m³以上、90万m³近い。ほぼ御嵩町の残土処分場と同じ規模ですよね。その滝ヶ洞の上流に積まれた処分場から雨が降って地下水に浸出、水が汚染された。下流の水がかなり悪化して、13年経った時点でも、カドミウムなどたくさんの異常値が出ているという一覧表（資料2）です。コバルトニッケ

ル、銅、亜鉛、カドミウム、それから、下の方は希土類という、これも環境基準があるというわけじゃないですけど、他の地区に比べて非常に高かったという結果が得られて、そして可児の久々利の人はすごくショックを受けていました。そして、（水質を）測ったところというのが、残土処分場の遙か1.5kmも下流の川です。1.5km下流で、なおかつ事件が起こってから13年も経ったところでも、このように汚染が起こる、ひどいデータが取られたということ。私は、このことから、松野湖は可児川の源流です。そして、美佐野は、その松野湖の直下にある可児川の源流といってもいいところなので、可児川の源流にやはりこういう残土処分場というものを設けるべきではないと思います。万一ということがあったら、可児川の農業用水が汚染されてお米が食べられなくなるんです。実際、久々利では、今でも国交省のホームページを見ると水質調査の結果がずっと出ているんですけど、それを見ますと、水道用水に適さない、農業用水に適さない、そういうところがあるんです。それで、久々利のお米はずっと米を作っても、自分たちの家で食べられなかった。食用にはいけないということで、長い間、自分で耕作したお米も食べることができなかつたんです。そういうことが御嵩でもし起こったら大変なので、そういう危険性のある場所に残土を置くべきではないと私は思う。

もう一つの資料は、どんなに優良な処分場、適正な処分場でも、私が調べている限り、下流の水質、それから下流の生態系は必ず悪化します。その資料が委員に配布した物です。御嵩町内で稼働中の残土処分場の2ヶ所の下流のため池がどのように変化したかということも計算しています。Aという処分場では、2011年に調査に入ったときは、下流の小さなため池の透明度が高く、絶滅危惧種のイトモがとでもたくさん繁茂していました。それからアカガエルの仲間、おびただしい数のトンボがいたという記録があります。つい最近、行ってみましたけれど、ここは上流の処分場の調整池と化しておりまして、イトモは消滅し、透明度が非常に低下している状態でした。もう1箇所の処分場は、とても美しい処分場なんですけれど、やはり下流の小さなため池は、2012年の調査のときに比べて非常に悪い状態になっていたということをご報告させていただきます。

（三井会長）

ありがとうございました。鈴木委員お願いします。

（鈴木委員）

すいません、後半部分はよく分かります。前半は勘違いがあるといけないので、訂正しておいた方がいいと思うんですけど、久々利の事例は2003年なんです。すごく古くて、正直言って当時、みんな無知だったんです。それで、黄鉄鉱の含んだ土を誰も調べないで置っちゃった。今はもう規制がかかっています、重金属を測らなきゃいけないし、酸性度を測らなきゃいけないんで、また同じことが起こるといことはないんで、その点だけはちょっと理解をして、非常に古い話であって、正直あれをきっかけに、土対法ができたようなものだといわれるぐらい大きな事件だったということなので、そのご理解をお願いします。

（三井会長）

杉本委員お願いします。

（杉本委員）

一点確認したいんですけど、汚染とおっしゃいますけど、これは要対策土を埋めた場合にそういう問題が起きると言ってるのか、それとも健全土で埋めても汚染する、お米が危ないとおっしゃってるのかどちらですか。

（籠橋委員）

お米が危ないというのは、当時の久々利の事例です。

(杉本委員)

今も起きるとおっしゃったじゃない。それは無いんですよね。あり得るんですか。

(籠橋委員)

お米は分からないです。

(杉本委員)

分からないんですね。

(籠橋委員)

分からないから、やらない方がいいと言ってるんです。

(杉本委員)

分からないならそれで結構です。

(籠橋委員)

ただ、下流の水質は明らかに悪化するんです。どんなに健全土を入れても。

(三井会長)

はい、すみません。能登委員、手が拳がっておりますのでお願いいたします。

(能登委員)

正月を挟んでの資料作りで、誤字脱字乱文がある資料で申し訳ございません。私が今日、どういう立場でお話をしたい、ぜひお伝えしたい、というのは、やはり可児川上流に巨大な盛土造成地ができることの不安を、可児川の下流に住む者としての意見として述べさせていただきますと思います。私の資料を見ていただけますでしょうか。最初の写真です、笹尾先生がフォーラムのときに配っていただきました。松野湖南側の道路沿いの花崗岩が風化して真砂土になっている写真とか、それからJR東海がフォーラムのときに配っていただきました、地層の断面図、瑞浪層群や美濃帯、それから花崗岩、美佐野のトンネル工区のところはいろんな地層が混じり合った地層だということで、花崗岩の風化の恐ろしさとか、花崗岩の中にコアストーンという本当に硬いものが出てきて破壊力がある恐ろしい土砂崩れが起きたときにはとても恐ろしい、ということが書いてある資料になります。そして、美濃帯や瑞浪層群とか、先ほど言いましたように、いろんな地層が混じり合っているということ、それから資料15ページ、やはり美濃帯に到達してその美濃帯から酸性水や重金属が流出したということが報告されています。いろんなことを考えますと、盛土は杉本委員から安全基準に合うんだ、ということをおっしゃってくださったんですが、18ページ、これは御嵩町のハザードマップなのですが、先ほどもお名前が出ましたが、「国道21号御嵩町次月地区災害調査検討委員会」という議事録を製作された八嶋先生ですけど、その方たちが報告をされていますが、ハザードマップに「◎」と「○」を3か所付けました。これは、2011年に起きた土砂崩れの場所です。「◎」は、1972年に松泉閣という名鉄の旅館がありました。それが崩落した場所と重なります。松泉閣が崩落したことの新聞記事は、図書館に行って調べてみましたが、やはりもう古すぎてありませんでしたが、パンフレットを見つけました。松泉閣が昭和47年までは存在したということを証明しているパンフレットです。そして、その1972年には何が起きてたかといいますと、西三河、東濃地方に豪雨という、ものすごい台風と長雨によって、土砂崩れがあったという当時の新聞記事です。それを合わせますと、ハザードマップの「◎」の松

泉閣は1972年に崩壊したのではないかという推測が立ちます。私が何を言いたいかといいますと、先ほど雨量のことを聞きましたが、この調査検討委員会議事録によりますと、次月地区に19日から20日にかけて300mm以上の雨が降ったということですが、総雨量ですので、時雨量の183mmより低いとは思いますが、要するに、先ほど盛土は大丈夫だとおっしゃいましたけれども、ここは真砂土です。真砂土が地滑りを起こすのではないかと私は心配しているんです。ここまでの資料を総括してみますと、愛知県豊田市小原地藤岡地区の1972年の豪雨、これ300mm以上と載せた新聞についております。そして、御嵩町次月地区の2011年9月20日の383mmという数字です。それから、広島の方で起きた2014年4月の豪雨が287mm、それから西日本、広島も入っていますが2018年7月の豪雨災害が300mm以上。これは全て花崗岩の真砂土、そして、土砂崩れによる土石流が原因だといわれています。2022年に田中隆文名古屋大学準教授は、ニュースの中でこう言ってらっしゃいます。「この表面を削ってみます。岩のように見えますが、強度的にはもう岩ではないですね。簡単に崩れてしまいます。ボロボロで完全に粉々になっています。真砂土とよんでいます、元々は花崗岩です。花崗岩が風化した真砂土が大きな土砂災害が起きる原因の一つなのです。真砂土は強度がない、水を含みやすい、流れやすい、だけど元々は岩だし、土なので重さもあるので破壊力があるのです。」と指摘されています。それからもう一つ、28ページを見ますと、これは空から見た写真ですが、候補地Aの写真です。ここ緑の森なんですね。そして、黄色線の国道21号線沿いには土砂崩れがあったところが3ヶ所あるということなんですが、この緑の森のところは本当に湿地も含めて、木が生い茂っています。盛土候補地A、Bは緑の森です。この中にやはり、ハナノキや希少野生生物が生息しています。森がなくなると、生息する動植物が消えてしまいます。また、今よりイノシシやクマが人家に近づき、農作物の被害が多くなることが考えられます。湿地は自然のスポンジのように柔らかい状態です。豪雨時には雨を吸収し、可児川の氾濫を抑えます。また、日照りの際には表面に溜められていた水が可児川に流れ、田畑の作物を育ててくれます。そんな大切な役目のある湿地にトンネル残土を埋め立てて、固い盛土の造成地に変えてしまえば、豪雨を吸収できなくなり、可児川に直に流れ込み、激流となって川が氾濫し、下流域に甚大な土砂災害や水害をもたらすことだと考えます。

こういう点でリニア残土埋め立て候補地A、Bに健全土であろうが、要対策土であろうが埋め立てにやはり反対したいと強く願っております。日本は1980年10月17日にラムサール条約にも加入しております。政府は、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30を目標に国家戦略として取り組もうとしております。ということで、ぜひ守りたい、ここに残土を置かないで欲しいと願うばかりです。ありがとうございました。

(三井会長)

はい、ありがとうございました。吉田委員お願いします。

(吉田委員)

いろいろ勉強になるご意見があったんですけども、一点、河川の話で、林地開発するときに川の一番狭小部で氾濫するかの議論は、もうされてると思いますが、そこについてJR東海のご意見いただければと思います。

(JR東海 荒井課長)

分かりました。狭小部は調査をして決め、そこで氾濫しないようにということで調整池の容量も決めてますし、下流に甚大な被害が行くことを防げる調整池を候補地AもBも整備していくという考えですのでご安心いただければと思います。

(吉田委員)

あと、地滑りが起きるようなコアストーンとかそういったものが盛土の下にあるかだけ、もう一度確認させていただけますか。

(JR東海 荒井課長)

盛土の下の地盤につきましては、断面図でいろいろ示してある中で、美濃帯が主体です。花崗岩のところはそんなに無いです。我々が先ほど説明した資料の13ページの断面ですとか、例えば3、4ページの図を見ていただきますと、表層地盤がそれぞれオレンジの土岐砂礫層、緑色の瑞浪層群、ピンク色の美濃帯チャートなので、花崗岩はこのあたり一番下の地盤には少ないと思っています。コアストーンという大きな岩塊があるかどうかというのを、笹尾先生がおっしゃったのは、鬼岩公園のようなところで、もう既に外に出ていて上の方に残っているものとかについて懸念を示されたのであって、地盤の中にあるから危険だというふうにおっしゃっているのではなかったと認識しております。

(三井会長)

ありがとうございました。杉本委員お願いいたします。

(杉本委員)

資料が多いので、前半と後半に分けて、今ちょっと前半部分だけをよろしいですかね。今の能登委員のお気持ち、指摘はよく分かるんです、地元の人だから。それは私も否定はしません。さっきの笹橋委員へは僕の言い方がきつかったので謝りますけど、何を心配されてるのかはよく分かるんです。ただ、それが現在の国の基準とか法律とかそういうものをみて、それでも心配だから全否定、というのは難しいんじゃないですかと言ったつもりなんです。そこを知識がある専門的な方が選ばれ、あるいは相当勉強された方がここに出てきて喋ってるんだから、それなりにやっぱり根拠、エビデンスを持って話をされるべきであるというのが僕のまずは意見なんです。第3回目のときから盛土の話がすでに全面展開されてます。それで非常に気になった意見がいくつかあったので、少しこれは違うんじゃないか、というお話をさせていただきます。何もその方が言ったことによって、その方の人格がおかしいとか、その方自身を否定するつもりはありません。ただ、言ってる内容はこんな影響があるんですよ、ということを知ってもらいたいがために、これからお話します。

まず一つ、第3回である方のレポートが出たのですが、これはほとんどリニアの事業に反対する裁判に、この方が原告ですが、この方が出した陳述書です。「です、ます」を「である」に変えただけです。最近の事例を少し付け加えてらっしゃいますが。裁判というのは、交渉や協議ができないから、つまり裁判所で決着つけようというものです。この審議会はそういうものではありません。つまり、審議会が答申を出して、一つにまとまらないかもわからない、いくつかの案を出して、こういうものが考えられます、と出して、それを町長が選んで、それをもとにJR東海と話し合っ、て、こういうふうにして下さい、あるいはこうしてもらわないと困るんです、ということ協議していくんです。

二つ目、これもちょっと驚いてるんですけども、専門的な知識を持っているはずの富田委員と大畑委員がゼロリスク論を展開されていらっしゃる。どちらも今回の第4回の資料をみると、さらに話が発展しまして、リスクが少しでもあったら認められない、という論理に変わっています。リスクゼロじゃなきゃいけない、となったら単にJR東海がやる事業だけではなくて、御嵩町が御嵩町内でやる公共事業、あるいは民間の土地改変を伴う事業は、ほぼできなくなりますよ。一体どうするんですか。例えばさっき能登委員がおっしゃった、いろんな危ない災害がありますよね。それは、改修しなきゃいけないんです。そのためには土地改変が必要なんです。工事やるためには、土砂を持ってきたり、掘ったりしなきゃいけないじゃないですか。それが、例えばこのお2人が言ってる話を適用すると、触っちゃいかんという話になってきます。お2人はそこまで考えてないとおっしゃるかも分かりませんが、そ

ういう話がどんどん尾ひれがついて、風評被害に結びついていく可能性があります。私はいろんな事例を見てます、これまでも。例えばダイオキシン汚染はどうでしたか、社会的に大問題になった。こういう話がどんどん広がっていくんですよ。例えば農作物が売れなくなったりして、私はずいぶん取材しましたが、ダイオキシン事件のときに、ゼロリスク論を振りまいた何人か、名前言いませんけども、そういうことによって、埼玉県の農産物が一切売れなくなっただけです。これから、こんな論をどんどん広げていったら、ある時点で、今SNSが非常に流行してますから、お2人がこういうことを言っているということは、飲んではいけないんだな、あるいは、飲んでもいいかも分からないけれども、汚染されて農作物の汚染が広がるか分からない、というふうにどんどん広がっていく。それで御嵩町の農産物が売れなくなっちゃうんでどうされるんですか、そこまで考えた議論になってないと思います。それから、富田委員については反論が出ましたけれども、ちょっと私はこれは理解ができません。私が言ってるのは、例えば水道水については、ここはゼロリスクだと言ってるんですよ。飲み水で使っている人いませんから。ただ、私が調べたら1件だけありました。しかしそれは、排水口から約500m離れてるので、これは環境省の土壌対策法の調査対象にはなりません。岐阜県の調査対象になるかも分かりませんが、もし、心配だったらJR東海がモニタリング結果を教えてあげればいいし、もし本当に心配だったらこの方のために水道水を引いてあげたらそれで済む話です。それで完全に飲み水としてはゼロになります。それから富田委員が反論されてますけれども、例えば、子ども達が水遊びしますとありますけど、集中豪雨が起きて、山が崩れて大変な時に子ども達が川に行き行って遊びますか、大変な時期なのでしょう。ものすごい増水して大変な時期になってるわけで、こんなことありえないじゃないですか。それから、富田委員がおっしゃるリスクコミュニケーションについても間違ってます。私この頃、環境省の担当を持っていて参加もしています。こんな議論はありません。それから、個別の問題についておっしゃってますけども、この問題については、個人は離脱できるんです。しかし、リスクコミュニケーションとは集団を対象にするんです。集団を対象にして始まっているんですよ、日本でもアメリカでもそうです。何を言っているのかと言いたいです。全然違います。それから富田委員の最後のところでは、私が言っていることも含まれているとおっしゃったから、それはそうだと思います。そこはよく理解できました。

それから、こういうリスクゼロ論を広げていくとどうなるのか、さっき言いましたけれども、例えば逆にお2人に先ほど委員に配った地図を見てもらいたいと思います。一つは、自然の森（豊田市自然観察の森）、この周辺、豊田市ですけども、一体いくつゴルフ場があるんですか。6か所もあるんですよ。ゴルフ場は巨大な盛土なんですよ。危険極まりない。さらに、この上流には、豊田市が造った二つの廃棄物処分場。一つは危険な焼却灰を埋めています。それからもうちょっと下流に行くと、産業廃棄物埋立処分場があります。そして、この周りには私が調べましたが、残土処分場は五つ、六つ並んでます。こんな危険なところにいるんですよ。何でこれに反対運動をやらないんですか。何でここに来てやってらっしゃるのか、私は逆に疑問に思います。それからもう一つ、日進市の地図を出しました。一番北端のところに点線で囲ってあるところが、愛知学院大学です。この周辺は未だにため池がいっぱいあります。つまり、そういう場所を埋め立てして、盛土して出来た大学です。この地図は、愛知県が作った、最近大規模な盛土造成地があったマップを作って、こんなところがあるんですよ、ここは危険かも分からないですね、ということを知らせるために作ったんです。愛知県は、危険だから駄目だとかは言ってませんが、これ見ると、日進市も真っ赤じゃないですか、こっちの方が危なくないんですか。こういう地域と御嵩町と比べて、リスクのどれぐらいの差があるんですか。こっちの方がよっぽど危ないじゃないですか。それなのに、なぜ御嵩町に対してだけリスクゼロでないといけないうのか私にはさっぱりわかりません。また反論があったらお願いします。

それから三つ目、これも簡単に終わりますけれども、岐阜県は基準が厳しいから、基準の弱い愛知県の海に埋めさせていい、そんな馬鹿な理屈は無いのではないですか。これは国際

的に否定されています。ロンドン条約がありますし、それからバーゼル条約があります。基準をきつところから基準の弱いところ、つまり途上国に持っていくような考え方は世界では否定されてます。基準の厳しい岐阜県から基準の弱い愛知県に持っていくなんてことは信じられません。これはやっぱりやめてもらいたい。なぜ駄目かということは資料に書きました。それから今回、愛知県豊橋港に埋めてますけれども、これも調べましたけれども、非常にややこしい問題が起きてます。実際には60万㎡の海岸を埋めたと言われてますけれども、なぜか他県から持ち込んだのはこのJR東海の汚染土壌5万㎡だけです。なぜか特別扱いをして愛知県は認めています。公有水面埋立法の審査もやっておりません。こんなことは前代未聞です。こんなことに御嵩町民は手を貸すんですか、ということをお願いしたいです。

次にいきますけれども、私は熱海の残土処分場や、それから三重県の違法な残土処分場いっぱい見てきました。これ資料の写真を見てもらったらいいと思います。しかし、今回JR東海のやろうとしてるのは、私が見た尾鷲市の公共残土の処分場です。違法の残土処分場と、ちゃんと基準を守っている残土処分場とは全く違います。それをまず分かってほしい。実際に尾鷲市では反対運動が起きてません。しかし、この違法残土の盛土、残土処分場に対してはすごい反対運動が起きてます。それが問題なんです。だから基準を守らせないといけないということでさっきの法律ができたんです。そののちをちょっと分かってもらいたいと思います。それで私は、どうしてもそれは心配だ、という方がいると思うんです。例えばさっきの能登委員のようにね、それは分かります。だったら、私が言いたいのは、盛土の安全委員会を作ったらどうですか、それを作って協定を結んで、いつでも立ち入り調査、無制限で行きたいときには勝手に行って調べられる。それから、定期的に報告を受ける。それで町に報告させる。何かあったときには迅速に報告させる。あるいは、町に命令権を与えてもいい。そういうものを作ればいいじゃないですか。そうした方がよほど安全です。今、危ないと言ったって、置き場Aの盛土に対しては、JR東海に所有権があるわけですから、例えばお願いします、ということではできませんけれども、こうしろ、などということは言えません。それを岐阜県に言ったところで、岐阜県は法律守っているのだからこれで良いのでは、と言われておわりです。国も同じです。やはり、そのためにはどうすればいいか。私は、とりあえずそういう委員会を作って、地元の人たちとのリスクコミュニケーションを進めて、それによって、私はいろんな安全委員会を見てますけれども、ぜひ私の資料に例として武蔵野市のお話を書きましたから、皆さん1回ここに見に行ってください。市役所の隣に焼却施設があるんですよ。御嵩町でやろうと思ったらできないでしょ。でもこれはリスクコミュニケーションやって出来たんですよ。そういうものを、例えば盛土安全委員会を作ってやればいいじゃないですか。ここを例えば自然公園にするとか、いろんな利用方法も考えたらどうかなというのが私の言いたいことです。以上です。

(三井会長)

ありがとうございました。富田先生お願いします。

(富田副会長)

おっしゃられたことに関して、いちいちお答えはしませんけれども、一つだけ申し上げておくとすれば、ゼロのリスクにすべきだ、ということに固執することではなく、一番言いたいのは、地域の方の不安があるということが解消されていない。それがなぜかという、どんなに偉い方が、どんなに勉強を積んだ方が安全だと言っても、それが必ずしも100%安全だということではないということが、ここにいらっしゃる方も含めて地域の方が不安に思っておられる。それが解消されていないのであれば、すべきではない。ゼロのリスクにすべきということではなく。(発言中断)

(杉本委員)

すいません。それがゼロリスクなんですよ。それがゼロリスク論なんですよ。

(富田副会長)

もしそうであれば、ゼロリスク論というのは、おっしゃるような危険性があるかもしれませんが、少なくとも地域の方の不安解消されていないということに対して問題だと。
(発言中断)

(杉本委員)

では、1人でも反対したら駄目なんですね。1人でも不安が解消できませんと言えば駄目なんですね。

(富田副会長)

それは地域の方全体で。(発言中断)

(杉本委員)

集団ですね。集団として、渋々かは分かりませんが、まあしょうがないねとなったらいいいわけですね。どっちなんですか。1人でもこんなもん駄目だと言ったら駄目なんですか。それとも集団として、ある程度、例えばこのリスクコミュニケーション論の環境省が作った中に、8割の住民が賛成したからリスクコミュニケーションの成功例を出してますよね。それは肯定されるんですね。

(富田副会長)

程度の問題ということではなく、納得感があるかどうかという。地元の方が納得されるのであれば。(発言中断)

(杉本委員)

おおよそその人が納得すればいいんですね。

(富田副会長)

1人1人の方が。(発言中断)

(杉本委員)

ということは、1人でもやっぱり駄目なら駄目なんですね。

(能登委員)

富田副会長の発言を待ってから話をしてください。富田先生のお話が聞きたいです。

(富田副会長)

ありがとうございます。もう一度、問題を整理させていただきますと、例えば100人いて80人がOKであったらいいとか、そういうパーセンテージの問題ではなく、1人1人に向き合っていて、その方が、こういう対策を取れば納得できる、確かにリスクあるかもしれないけれどもそれは許容できるよ、ということをして全ての方が納得されるのであれば、私は受け入れてもいいかと思いますが、その部分がまだ現在では足りていないと、そのことを問題だと申し上げております。

(三井会長)

その他何かございますか。

(岡本委員)

愛知県への(要対策土の)持ち出しには(無害化処理工場への持ち出しを除き)反対です。それは杉本委員と同じ考えです。ちょっと資料の訂正をお願いしたいんですが、杉本委員の資料2ページ目、御嵩町が(可児川から)取水していないというのはその通りですが、「木曾川と揖斐川を水源とする県営水道から供給されており」、というところは誤りです。正しくは飛騨川(から取水した県営水道)です。木曾川は1滴も飲んでないです。御嵩町の歴史を理解するには、この木曾川の水を飲んでいないということ、この理解が非常に重要です。ということでよろしくお願いします。

(三井会長)

小栗委員、先ほど手が挙がってましたのでお願いします。

(小栗委員)

私の資料の一番上の赤いところが私の言いたい結論になります。御嵩町には可児川沿いに暮らす御嵩町民の安心安全な暮らし、これを守り、数多くの希少生物が生息する重要湿地の保全を最優先事項に考えていただきたいということです。リニアトンネル残土を置き場A、Bに埋めるというのは、私は基本的に反対です。理由は、私は地元の次月自治会というところにおるんですが、次月の方が候補地Aの真下に住んでおられます。ここは先ほど能登委員が言われましたように、2011年9月20日台風15号によって悲惨な土砂崩れを経験しております。主に三か所崩れて、一つは土岐市へ向かう道路の陥没です。二つ目には、次月の集会所の上のところ。その家のすぐ横を土砂が一気に流れ落ち、道路に流れ出した。もう一つは国道沿いの家のすぐ近く。ここでは1人の方の命が失われております。国土交通省の災害調査検討委員会の資料を見ていただきたいんですが、私の資料9ページ、ここに天気図と併せて載っているんですけども、文章の中で訂正しないといけないのは、1日降雨量が383mm、これは多治見でした。次月は257mm、1時間当たりの最大降水量が60mm。それが下のグラフの中に書いてあります。連続雨量257mmで、道路が陥没してあのように悲惨な土砂災害が起こってるんですね。これが30年間確率で184mm、これが起こったときに本当に大丈夫なのだろうか、という不安を覚えます。60mmでこれだけの災害が起こってるので。だからやめていただきたいというのが私の意見です。このときは住居の向かい側、ちょうど候補地Aのところ崩れなかったというのは、環境省のホームページにあるように、湿地がスポンジ状のように雨水を吸収してくれたんじゃないか。だから残しておいてほしいということです。環境省のホームページにそういう湿地の役割が書いてあります。問題点のところですが、3ページに書いておりますけれども、東南海地震や、線状降水帯のような大雨が同時に重なって起こるリスクもやっぱり考えていただかなければいけないんじゃないかと思えます。私は感想なので、根拠はありませんから申し訳ないですが、やっぱり不安です。健全土の検査方法、今までいろいろ言ってきましたからおわかりだと思うんですが、5地点均等法というのは、これは指針にも書いてあるから、それはJR東海がきちんと守っておられるからいいんでしょうけども、これでは地元の住民の不安は除けない。前日も言ったように、下層、中層、上層それぞれのサンプリングをして検査をする。これだけやってくれたら、健全土は健全土、要対策土は要対策土として、はっきり区別することができるから、そういう試験方法の問題です。

それから酸性雨の影響を考えてほしい。というのは、これは有害金属の溶解度が、酸性に傾けば傾くほど上がってくる。現在の環境省の試験方法は、弱酸性というか、pH7に近いところでやっておられますから、前日もお話したように、日本全国で平均的な雨のpHは大体4.8、この辺がどのどれぐらいのpHを示してるか分かりませんが、おそらく4.4、4.5、4.8とか、そういったところじゃないかと思えます。だからその検討をしていただきたい。pH7付近

でやってる試験では合格しても、酸性雨の影響を調べたら、これは要対策土に該当するという結論、結果も出てくるのではないかと思います。そんなところで、私は、候補地Aに残土を置いて欲しくないというお願いです。駄目とは言えませんので。では、どうするかということですが、できれば御嵩町で予算をつけて、候補地Aの土地を買い上げていただき、それを何か他の用途に使うとかですね。

それから先ほど杉本委員の件ですが、私は他所へ持って行って、他所の海を汚染してもよいというようなニュアンスのことを言われましたけども、それは気持ちのいいもんじゃないでしょ。駄目なものを他所へもっていくのだから。ただ、海の基準は、陸地の基準よりも10倍ぐらい緩やかなので。

(三井会長)

推察の話はやめましょうか。

(小栗委員)

いや、その資料は私の最後に。

(三井会長)

海のほうが良いとかそういった話は、今、確実な話ではないですよ。健全土を外に持っていくという議論自体はやはり御嵩町として、今はすべきことではない。結論として、審議会として御嵩町以外のところに健全土を持っていくという話は、非常に無責任な話になると思うんですね。一旦、今の時点では、その話はやめていただければと思います。

(小栗委員)

分かりました。

(三井会長)

以上でよろしいでしょうか。その他ございますか。

(田中委員)

僕はこの審議会委員になったときに最初にまず言ったことは、これはリニアを反対する会ではないですよ、ということを僕は話して、違います、残土をどうするかという会だということを確認して、そうですね、ということで進めていったんですけども、正直、先ほどのリスクの話もあったんですけど、僕の考えというのは、何でもそうなんですけど、事業をするにも、生きていく上でも、必ずリスクゼロというのはあり得ないと僕は思って生活してます。例えば、車に乗ることで、利便性を求めていくんですけど、危ないから乗らないのかというと、そんなわけではなくて、やっぱり生活していく上で必要だから、リスクを背負ってでも、車に乗って運転する、利便を求めから、車に乗るというような形になると思うんです。どんなことでもリスクは絶対についてまわると思うんですよ。例えば、先ほどの残土から土砂が、という話もあったんですけど、誰かの資料でハザードマップが載ってたんですけども、そもそも今ハザードマップがあるということは、残土で危ないんじゃないかと、そもそも今その場所が危ない場所じゃないのかな、と思ったりして。むしろ残土でしっかり固めて補強すれば、守れるんじゃないかという逆の発想もあるんですけど、それは正しいとは思わないんですけども、そういう考え方もありますし。なので、そんなこと言ってたら、今、御嵩町でハザードマップが出てるエリアは全部危険な場所だから出ていってください、みたいなことをしないと駄目になってしまう、そういったことも考えられるかなと思ってしまいます。実際に僕が意見で書いたところは、盛土の安全性が担保されていなければ、県知事の許可とかそういったことも出ないだろうし、要は、許可するところが国とか県なの

で、そのあたりがちゃんとしていなければ、許可が出ないんじゃないのかなということを僕は思って書いてます。専門家ではないので、それが本当に危険なのか、それがどう将来起こるのかというのは正直言って分からないですし、いくら補強しても、いくら整備しても、想定外の災害が起これば、それは必ず起こるだろうし、全くゼロではないと思うのです。ただ、限りなくそういうものを信用するには、先ほども高盛土委員会がどういう機関ですか、ということ言ったんですけど、そういう機関でちゃんと基準を満たせば、仕方ないというか、そういうものを信用するしか道はないのかなと思います。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。それ以外にまだご発言されていない方で何か追加でありますか。吉田委員お願いします。

(吉田委員)

私の意見としては、結論的には先ほどのJR東海の回答でスレーキングも考慮してやってるとの回答をいただいていますので、今の計画に異論はないんですが、盛土設計をしっかりして安全だと言われても、やっぱり安心できないところは皆さんあると思うので、どういったものが、設計通り盛土されても崩落したのか、という資料をいろいろ集めてきました。一つ目が、盛土の高さで、一番崩落土量が平均して多いのは、3段以上だったということで、3段以上となりますと、ちょうど高盛土の境界の高さになるので、ギリギリ高盛土じゃないという盛土が多分たくさん崩落してるのかなと思います。高さ5段以上になってくるとだんだん崩落土量も減って行って、高さ1段目の盛土ぐらいの土量しか崩落していないということ。どのぐらいの時期に盛土されたかということもあってはつきり言えないんですけども、高ければ高いほどいろいろと安全対策がされるので、盛土崩落量は少ないのかなというようになことが読み取れます。その隣が、盛土の地形別の被災割合ということで、このグラフ分かりづらいんですが、折れ線グラフを見ていただくと、グラフの数値が高い方が崩落率が高いということなんですけども、やはり、平坦部よりは集水型の傾斜地とか片切、片盛部で盛土されてるところが危険であるということがいろんな論文見ると分かります。想像されてもわかるとは思うんですけども。6ページは、どういった材料の崩落土量が多いのかというものなんですけど、こちらに2つのグラフついてますが、同じような意味のグラフで、両方ともスレーキング性の岩で盛土されていると、崩落土量が多いということを示しています。これらを総合しまして、3段ぐらいの盛土で集水地形のところにスレーキング性の岩で盛られると一番危険になるということが私も調べて分かりました。スレーキングの話は先ほども鈴木委員からちょっとお話ありましたが、7ページ目に記載しております。スレーキング性の岩というのは何かといいますと、泥岩とか凝灰岩の岩なんですけども、最初に掘ったすぐは、7ページ目の左の図のように石のような形なんですけども、本当にこれは盛土材としても、すごい良い岩質ではあるんですけど、それが乾湿繰り返し、つまり水に浸けて乾燥させるのを繰り返すと、粘土みみたいな性状になるので、石じゃなくて粘土みみたいな強度が低下し、水を保水しやすくなります。9ページ目をご覧ください。実際そういった泥岩みみたいなものが今回あるのかという話なんですけど、JR東海の資料を見ますと、瑞浪層群に砂岩泥岩層があるということで、それが候補地Aだと③番、Bですと、全部瑞浪層群のもので盛土しても大丈夫という意味でBは全て瑞浪層群で設計されてるんですけども、こういったところでスレーキングの可能性のあるものが盛られると問題が生じるのではないかと、ということでいろいろと意見を書かせていただきましたが、スレーキング性の岩をスレーキングした後の土質係数で計算されているということなので、それであれば問題ないのかなというところが私の意見です。先ほどからいろんな事例の紹介があったんですけども、やはり比較するに当たっては、ちゃんと設計された人工的な盛土の被害がどうだったのかというのを今回の盛土と比較するのがいいかなと思ひまして、8ページ目に事例を載せました。こちら東名高速道路で地震に

よって高盛土が崩落した事例になります。このとき何が原因だったのかというのを調べました。このときは震度6弱程度が計測されてるんですけども、この時の盛土の地形は集水斜面で、谷埋め盛土であった。地下水位が高く盛土の下部が泥岩であった。上側は良質な砂礫が使用されてたが、滑る部分については泥岩が使われていた。規定通りに施工された盛土ではあったんですけど、やはり水が抜けてなくて、すべり面が泥岩であり、集水地形であったので、ここが地震によって崩れたというようなことでした。1月1日に能登半島地震が起きてこの地震でもいろいろ道路が崩れていますが、2007年にも同じく能登半島で地震が起きまして、そのときの能登有料道路でも盛土が大量に崩落していたということで、こちらにも検証論文がありましたので11ページにまとめております。この能登有料道路、現在の「のと里山海道」というところは、地震時の安定計算が行われてなかったということで、今回のJRの盛土は安定計算されてるんですけども、能登有料道路は今計算してみると安全率は1以下だったということで、地震が起きたら崩れる可能性があるという盛土だったということです。あと、表土の処理もされていなくて、段切り処理という階段状に土を削ってそれから盛土するという処理もされていなかった。盛土材は現地の凝灰岩風化土ということで、これはスレーキング性の岩であったということが分かっております。地下水も処理がされていなかったということで、いろいろと作られた時期や適用基準によって盛土の安定性っていうのは変わるんですけども、複合的にいろいろ対策がされてない盛土というのは崩れやすいのかなということで、今回のJRの盛土についてはスレーキング性の岩ということで、私も懸念してたんですけど、対策はされてますし、スレーキングした後の土質係数で計算をされているということが確認されましたので、私としては盛土自体の安定性については問題ないのかなということが私のまとめの意見です。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

はい。なるべく手短かに話したいと思います。前回の第3回で一応、要対策土については一旦整理が終わったということで。今回、盛土ということで、別名言えば健全土ということになると思うんですけど、まず皆さん心配されています、健全土が健全であるための担保をしなければいけないということで、1500m³がいいとか、500m³がいいという議論もありますけど、おそらくそれよりも、前回、吉田委員が話された地層の変わり目とか2mm以下、こういうのを優先してやるというのが、実際効果のある健全土が健全であるための保証かなと私も思っています。そうは言っても、レポートしたとおり西尾工区、いわゆる春日井で出た健全土が多治見に入れたらヒ素とフッ素がオーバーしてた、という事例も確かにあります。そういう意味では、出すときにチェックをして、かつ、入った後もそれなりのチェックをするという体制を作るのがまず大事かなと思います。

それから、盛土の計算について、私も一応、土木工学科卒業してるんで、多少、見てある程度分かるつもりなんですけど、基本的に技術的な基準は満たすと、現在の技術ですよ。だから、想定以外のことを言われるともう計算ができないんで、あくまでも現在の科学的技術の計算に基づけば、基準を満たしているというのを細かく確認されてるので、技術的なことで、異論を言う余地はあまり無いというのは私も吉田委員と同じ意見です。ただし、今回、候補地AとBを考えなきゃいけないんですけど、元々は130haぐらいの広いところで候補地として御嵩町は手を挙げたんですね。その中で、一番初めはAだけだったんです。Aの中で処理しようという話だったんです。なぜかという工事ヤードのすぐ横ですから、当然Aの方がいいですよ。ところが、Aの中で一部反対する方がいて、Aの面積が小さくなっちゃったんです。それでやむなく、町有地の方もお願いします、という話の流れなんです。ですから、そういう意味ではAから始まってBは後付けみたいにくっついたところ、ということ。構造を

見ると、正直言うとBの方が平らで、盛土には適してるんです。あまり高低差がないです。ただ、そうは言うものの、すごい奥地です。元々あそこの御嵩町の土地というのは、工業団地とか、研究施設をやるということで、やむなくゴルフ場開発が頓挫したので取得したわけなんです。ですから、公簿は12haですけど、おそらく20haぐらいあると思いますが、その中の7haだけなんです。それだけ盛ってどうするのか。ましてやBの2つの平場は確か20何m高低差があるんです。なかなか利用もできないんです。そういう意味で、元々トンネル発生土というのは、廃棄物ではないので利用するというのが基本原則なんです。法律ではないですよ、ただ、どこのマニュアルにも書いてます、基本的には利用しようというの。ところが、利用できないんですよ、置き場Bに埋められても。かつ、その横というのは、誰が見ても明らかな重要湿地のメインのところなんです、AとBの間というのは。そう考えると、Bは町有地一帯として、湿地として保全すべきではないでしょうか、というのが私の考え。候補地Aについては、さきほども言ったように所有もJR東海です、計算上も問題ないということになれば、技術的には反論はできない。ただし、先ほど杉本委員が言われたような、いろんな協定の中で安心感を増すというのは非常に大事だと思う。かつ、最後にもし入れるとしたらですが、元々、岐阜県知事のコメントで重要湿地にはルートは通しません、前沢湿地には通しませんという回答をJR東海はしてるわけ。一応、あの辺も重要湿地の一部なのであれば、重要湿地なので残土を置けません、というふうにJR東海は言ってもおかしくはない、と思ってます。

それからもう一つが、いろんな環境団体が考え直してくれと言ってますよね。あれだけ言われても、そうは言っても、別に開発の制限があるわけではないので、どうしてもやっぱりリニア通すためにやるということであれば止められないんですけど、そういう声もあることを考えて、自ら考え直すという期待はあります、というのが私の意見です。以上です。

(三井会長)

ありがとうございました。それ以外の方、お願いします。

(武田委員)

第3回の審議会から参加をさせていただいておりますので、まだ全容を完全に把握をしきったわけではありませんし、それから、元々、専門的な知識を有しておるわけではありません。これは自己紹介のときにも申し上げました。従ってですね、今日資料も提出をしております。ただ、皆さんのご発言を伺っておりまして、やはりどうしても納得できないというか、どういうことなんだろうなというふうに素朴な疑問を感じましたので、大変申し訳ないんですが発言をいたします。残土処理の候補地となっておるAとBですが、今のままの状態、全く安全な場所なんですかね、皆さん方がおっしゃったような懸念、心配は全くない場所なんですかね。いただいた資料によると、ゴルフ場の開発が平成6年ですね、そして、ゴルフ場建設計画が頓挫したのが平成13年7月。7年ぐらいかけて開発しようとして、結構な量の土砂も搬入されておったと私はあの現場を見せていただいて思いました。おそらくその当時の規制というか、環境基準等は、今よりは緩いと思うんですね。今よりも緩い基準で開発したものが途中で放置された状態で今があるわけです。そこに手をつけることが危ないと言い始めてしまったら、この話は前に進まないというふうに思うんです。いずれどこかの段階で、候補地AにしるBにしる、開発計画があるにしる無にしる、何らかの対策を打たなきゃならん場所じゃないんですか、というふうに私は見るべきではないか、というふうに思います。先ほどJR東海からは、断面図でボーリング調査の結果なんかも出ましたが、素人考えです。それから間違っておったら指摘をしていただきたいんですが、おそらくあれは、主に地滑りだとか崩落だとかを懸念した、強度みたいなことを基準にボーリング調査をされておられるのではないかというふうに思うんです。先ほど申し上げました通り、平成6年から13年にかけての開発のときに、外部から運び込んだ土砂が、全く問題のないものであったのかどうなのか、

そういった調査もされておられるのでしょうかね。そこを素朴に疑問に思います。それから、もっと言うと、いただいた資料では195筆、これ所有者の数だろうというふうに思っておりますが、これ個々人とJR東海の間で売買したんですかね。あちらこちらで私も実態を把握をしたいということでお聞きをすると、そうではなくて開発業者が間に入って、まとめて売り買いをしたみたいな話も聞こえてくるわけです。なので、どこまでさかのぼるかということもあると思うんですが、当時の地権者の思いだとか、開発に関わった人の思いだとか、いろんな問題が出てきてしまうとは思うんですよ、思うんですが、ここまでいろんな意見があって、しかも反対意見が強いというんだったら、そこまでやらざるを得ないのかなと。そうしないとみんな納得できないのかなというふうに、感想として思いました。おそらく当時の売買の際には、一部、町の関係者も関わっておると思うので、調べ方にもよると思うんですが、いろんなプロセスを明らかにすべきだろうと、そして、全ての人が納得できる方向性を出すことが最終的には必要なんじゃないのかなと。しかしそこまでやるのかなという気も正直します。以上です。

(三井会長)

ありがとうございました。今のお話に関して町から何か回答等ございますか。

(田中参事)

先ほど鈴木委員がフォロー入れられましたけれど、候補地Aの土地はJR東海と（個々人が）直接売買したという話で、（それとは別に）ゴルフ場開発のときは個々人と、というところの話、その経緯がどうなのかということ（武田委員は）言われたかと思っておりますので、そこだけ少し補足させていただきます。

(三井会長)

その他、まだご意見をおっしゃっていない方は、よろしいですか。杉本委員、まだお話があるということでしたがよろしかったですか。

(杉本委員)

町から、ゴルフ場開発経緯の資料の説明があるのではないですか。それに関連するので先にその説明をしていただいたほうが。

(田中参事)

では、今ご意見ありましたので、当時のゴルフ場開発のときの話もありました。それを調べた資料がありますので、町から説明させていただきます。

(澤田係長)

資料につきましては「（仮称）ミサノカントリークラブ開発計画の概要」という資料になります。こちら、当初は重要湿地の関係の資料というイメージをしておりましたけれども、先にご説明をさせていただきます。JR東海の計画する候補地A、候補地Bでございますけれど、ともに過去にゴルフ場開発計画があった土地になります。委員からも過去の開発の経緯説明を求められておりましたので町より説明をさせていただきます。計画されていたのは（仮称）ミサノカントリークラブというゴルフ場の開発計画でございました。平成4年10月に都市計画法に基づく開発許可がされました。計画地は計195筆、約120haに及ぶものでございました。平成6年6月より工事着手しましたが、平成13年7月に継続が困難となり、工事は中止となりました。そして、平成16年9月に撤退するにあたり、中止となっていた工事を終わらせるための撤退工事が着手され、平成17年4月に完了検査、平成19年3月に開発工事の廃止届が出され、事業は終了し、調整池等の施設は町へ帰属されました。

次の資料をご覧ください。こちら、左の航空写真が平成30年に撮影されたものになります。赤線の範囲が当時ゴルフ場開発が計画されていたエリア、黄色でハッチングしている部分がJR東海の置き場候補地A、Bになります。右側が、当時計画されていたゴルフ場の土地利用計画図になります。見比べていただきますと、候補地A、B含む全体を利用する計画であったことが分かります。

次の資料をお願いいたします。右は先ほどの開発申請時の土地利用計画平面図になります。左の図は土量配分図といいまして、切土、盛土の範囲を示しています。茶色が切土、緑色が盛土になります。多くの土量が計画地内で切り盛りし、造成される計画でした。

次の資料をご覧ください。左の航空写真は平成14年の航空写真、撤退工事事着手前、工事が中断している期間のものになります。写真内の赤枠が、中断するまでの間に土地改変がされた範囲になります。黄色枠はJR東海の置き場候補地のエリアになります。置き場候補地Aの中には当時の土地改変が及んでおります。右の図面は中断時点での開発現況図になります。先ほどの土量配分図と同様、茶色が切土、緑色が盛土を示しております。現場に行かれた多くの委員の皆様、歩いていただき案内もあったかと思いますが、あの辺りは切土盛土がされた部分でございます。設備としては現在も残っている進入道路や調整池の整備がされたというものでございます。

最後の資料になります。この航空写真は平成17年の航空写真、撤退工事事完了後になります。先ほど同様、赤枠が撤退工事の施工範囲、黄色い枠がJR東海の置き場候補地の範囲を示しております。町道や進入道路、排水設備、調整池など、工事中断により未整備、完了しきっていない設備の整備も併せて撤退工事が入り施工されたものでございます。

以上が（仮称）ミサノカントリークラブ開発計画後の概要になります。

（三井会長）

ありがとうございます。はい、杉本委員お願いします。

（杉本委員）

では、引き続き関連でお話しさせていただきます。盛土の話なので、関連してハナノキに若干触れてしまわざるを得ませんけれども、ご承知ください。私の資料の後半部分のところ、現地を調べたJR東海が出した断面図と、それから上から見た図があります。何枚か並べてます。実は私、第2回審議会のJR東海が出した資料を見て、あれっと思ったんですね。既設の盛土と書いてある。それですぐに町にこれは何か、と聞いたんですよ。そうしたら、これはフォーラムの第4回でJR東海が出してます、という話だったんです。議事録を見たら、誰もこの話について聞いてる人がいないんです。それで、おかしいなと思って、何枚か比べながら見てみました。ゴルフ場の開発計画があったところだったんですが、ここからですね、一応私がざっと試算をしてみました。要するに北東部から中心部にかけて、大体全体の4分の1、あるいは3分の1近くになるかわかりませんが、そこが既に盛土されて、最高で高さ15m近くあります。それからこれ、どこからが盛土かわかりませんが、この盛土は、大雑把に私が試算すると、この地図を見ながら物差し使ったりして、すごく大雑把ですけど、南北方向の盛土で、幅が120mから180m、平均150mとして、厚みが最高15m、平均10mとすると、54万 m^3 。東西方向の盛土もあって、こっちの方はJR東海もどうもはっきり調べてないから、本当はもっといっぱいあるはずだと思うのですが、仮に厚みを8m、長さ150m、幅60mにすると7.3万 m^3 、合計で61万 m^3 ぐらいになります。ここから3割ぐらい割引いてもいいかなと思うと、それでも40万 m^3 を超える巨大盛土です。これはJR東海が候補地Aの土地に入れたという量よりも相当多い。JR東海は全然情報を出していただけないんですが、ここに一体どんな土が入ったかわかりません。私は過去何十年も環境問題で記者やってますから、いろんなゴルフ場計画とか、挫折した事例をみてますけれども、結構、産廃が入ったりしてるんですよ、挫折したところには。経営がうまくいかなくなるとめっちゃちゃ埋めてしまうので

すよ。現に、ここの計画地も、撤退のときにどうもそのまま逃げようとしたみたい。それで岐阜県が慌てて、こんなことをしたら崩れるという指導を受けて、慌てて北方向にある調整池を作らせたんです。それを管理する人がいなくなるということで、町有地にして町が管理してるというのが実態です。歩いた人も何人もいますけれども、そこを分かっている人もいますし、この前、審議会の方も歩いたと思います。いろいろな方に聞いてみると、ここって重要湿地というけど、本当なのか、と言っている人が大半ではないですか。特に東半分はもう土地改変が進んで、置き場Bとは全然違う、と大半の人が言っています。そうすると、私が思うのは南側の傾斜地にハナノキが並んでるので、ここはどうも触ってないのかな、という気がします。では、何でここが重要湿地に指定されたのか、という話になります。私は実は、富田先生に去年取材に行ったときに、環境省が指定した重要湿地はどこですか、とお尋ねしてるんです。私ちゃんとノートに書いてますけど、富田先生のお話では、川と川の間が重要湿地だとおっしゃったので私は信用いたしました。私もずっと最近までそうだとばかり思っていました。ところが、去年の秋ぐらいかな、環境省の人にいろいろなもめ事があったので、環境省に行って聞いたら、そんなこと言ってませんよ、という話がありました。それで今回、この日本の重要湿地633を決めた見直し検討会の委員長にお話を伺いました。それを私の資料のQ&Aで載せました。本来、重要湿地というのは、ここの写真にあるように、こういう北海道から九州、沖縄もあるのかな、こういうところは重要湿地だと思うのですが、実はこの見直し検討会の委員長は、元環境省の自然環境局長です。自分が決めたとおっしゃってます。富田委員が決めたものではありません。ただし、富田委員は、この美佐野湿地についていろいろ詳しいので、地元の専門家として、見直し検討会のある委員の方にアンケート用紙やいろんな資料を送られたんでしょうね、多分。それに基づいて見直し検討会が議論をして、ここの美佐野ハナノキ湿地群を重要湿地にしましょう、と決まったんですね。だから私は、どのあたりなのですか、この633を決めた根拠は何ですか、と聞いてるのだけど、場所だとか、区域なんか何にも決めてませんよ、という話から始まりました。だから御嵩町にも多分地図を送っていると思いますが、多分、点だと思いますよ。で、御嵩町に確認したら、点でしか来てませんということだった。それから他の自治体にも私は情報公開請求をしましたが、同じ地図です。つまり、この地域については、ものすごく広い範囲を示した地図はありますが、美佐野ハナノキ湿地がどこからどこまでというような地図を環境省は一切決めておりません。この方は明言しております。そして、彼が言うには、このエリアは別に開発禁止にしているませんよと。それで、なぜここを重要湿地に決めたのですか、と聞いたたら、とりあえずこの辺り、ということにしておいて、気を付けてください、というものだというのです。つまり、開発するときにはよく調査して、ここは大丈夫、このエリアはダメだ、ということをよく調査をして下さい、という話をここで聞いています。委員長の言葉で重要なのは、指定した重要湿地には、開発をしてはいけないというような法的な規制はないということ。ただし、今回は環境アセスメント法の中で、JR東海がやっているものだから、それは環境への配慮が必要ですよと。この審議会もその過程の中で生まれていますよね。直接、法は関係ありませんけど。たとえば、環境アセス法では、横断条項が決まっています。これは非常に厳しいものでして、例えば、その横断条項を利用して、環境影響審査会が、ここは重大な影響があるので、絶対に守らなければだめだ、とはっきり言えば、それはその後、例えば、森林法や土地開発に関する法律に影響して、開発はできません。そういう手もあるとは思いますが、ただ、残念ながら過去にそれが適用された事例はほとんど無いようです。つまり、それ相応の止めるだけの理由が無いと環境影響評価法で横断条項を使えないのです。今回の美佐野の場合で使えるのかと言うと、私は非常に厳しいと思います。他の厳しいところでもどうも使っていないと聞いていますから、残念ながらこれは使えない。法的な規制は無理となると、環境省の言うような決め方ならば、ここからここは重要湿地なのだから、開発はダメ、と言うことは事実上、言うことが非常に難しいです。それは分かってもらいたい。私は何も開発したいと言っているわけではないですよ。私はJR東海の回し者でも何でもあり

ません。お会いしたのは今日が初めてです。今まで、JR東海もJR東日本も取材していますが、騒音問題でずいぶんやりくめている方だったのですよ。今回は、何とか良い方法が無いのかな、とと思って審議会委員を受けてお話をしています。何もJR東海の味方をして発言しているわけではないですよ。こう言えば、JR東海にお願いした際に、しぶしぶでも何とかなるのかな、そういう方法は無いのかな、と違ってずっとお話をしています。そこを分かっていたらと思います。終わります。

(三井会長)

ありがとうございます。その他はいかがですか。

(岡本委員)

私の資料の一番下だけお話させてください。今日、土石流の話についてはあまり話がなかったと思うのですが、フォーラムの事前打ち合わせ協議、これは、町事務局と専門家がいられて協議されていたと思うのですが、その中で専門家の方が、候補地Aは溪流に入っており、集水域となるため、土石流の危険も考えておかなければならない、がけ崩れだけを考えるべきではない、谷に盛土するため心配である。こういう指摘をされているわけです。これが全く町民には知られていないわけです。これについての経緯、それからこの後、実際にフォーラムの中でこのご指摘はどうなったのか、町民に対する明確な説明と、その経緯をご説明下さい。

(田中参事)

今のご指摘については、そういった話があったその当時は、そのご指摘をされた専門家の方に排水計画の話などが入っていない状態の時の打合せの記録であり、JR東海より排水計画の説明が入って、それであればこの件は大丈夫です、というお話を専門家の方からは頂いております。なので、そこについては確認ができております。

(岡本委員)

ということは、土石流の危険は無いということになるのですか。

(田中参事)

専門家の方からはそれでしっかりできているとのお答えを頂いています。あとは、万が一の仮定ということで、確かJR東海の資料が作られていたかと思うのですが、万が一の場合の直近の民家との距離感の話があり、民家には到達しないとの話があったと認識しています。

(岡本委員)

いずれにせよ、このフォーラムの事前打ち合わせの資料というのは、情報公開請求をしなければ表に出てこなかった資料であります。ですので、ぜひ、町民に対しては、情報をすべて出していきたいと思っております。ありがとうございました。

(梅内委員)

すみません、専門とかそういうのでないので皆さんみたいな意見とかは言えないんですが、一般として思ったことは、ハナノキを守れるところは守ってもらって、安全性がしっかりしていれば、盛土してもいいかなと思います。

(三井会長)

今、梅内委員に意見をいただいたのは、これまで、審議会等以外で情報得られていない方が、この審議会の中で盛土の安全性等をお聞きになって、梅内委員は一般の方として、不安

だと思うのか、それとも安全かと思うのかを確認するためです。梅内委員の回答は、私は今、初めて聞いたんですけど、審議会で安全性に対するわかりやすい説明がされていないと、不安に思うってしまうものですが、一般の方の感覚で、安全性に関して十分配慮されている、しかも高盛土委員会というもので論理的にきちんと示されていることが伝われば、一定程度安全だのご理解いただけているという発言をいただきました。

その他何かございますか。

(籠橋委員)

杉本委員の、ゴルフ場の跡地で、かなりもう改変が行われていたところは重要湿地とは言えないんじゃないかというご意見に対してです。私、湿地をいろいろ見ましたけれど、開発された後の湿地というのはたくさんあるんですよ。ゴルフ場だけじゃなくて、例えば採石場、採石場で山が一つ削られたようなところでも、湧水があれば湿地はよみがえります。ではどういところが湿地かという、水が染み出てきて、湿地性の植物があるところ、それから、湿地特有の動植物が住んでいるところ。そういうところはみんな湧水湿地と言えると思います。重要湿地の中にもたくさんそういうところは入っています。だから、ゴルフ場で盛土されたとか、切土されたからいいじゃないかということは言えないと思いますよ。

(杉本委員)

ちょっと僕の言い方がまずかったかな。環境省は、重要湿地、美佐野ハナノキ湿地群について、どこからどこまでというのは決めてないということを使ったんです。そこについてはわからないと言ってるんです。籠橋委員が意見を言うのは自由ですよ、僕がそれを否定はしません。それだけです。

(籠橋委員)

自由ですけど、現在湿地があるところが湿地ですよ。

(杉本委員)

それは籠橋委員のご意見でしょ。

(籠橋委員)

でもそうじゃないんですか。

(杉本委員)

だから籠橋委員はゴルフ場の跡地は、全部湿地だとおっしゃってるんでしょ。

(籠橋委員)

全部とは言いません。

(杉本委員)

違うんですかやっぱり。

(籠橋委員)

ゴルフ場の跡地の中にも、湿地になっているところが何か所もあると言っています。

(杉本委員)

それはだから、あるのはそれでいいですよ。それを重要湿地と言うからおかしくなっちゃうんで、環境省はどこからどこまで、あるいは線引きはしてないですよ、と言っている。

(富田副会長)

はい、間に入ってしまったって申し訳ありません。先ほど杉本委員の方から重要湿地の範囲についてのご発言がありまして、私も最初からその認識（重要湿地の範囲は明確に決まっていないこと）でいたんですが、おそらく取材をされたときに、私の発言がうまくなかったかなと思って、その点誤解を与えてしまったとお詫び申し上げます。実際に重要湿地の範囲というのは杉本委員がおっしゃったとおり、決まっておらず、私が用意した資料にもそのように書いております。この後の議論にもおそらく出てくるとは思うんですけども、重要湿地であるかどうかというのは本質的な議論ではなく、そこに保全すべき動植物や生態系があるかどうかと、それが学術的にも重要かどうかというのは当然のことながら、社会的にどれほど意義があるのかというのを理解した上で、それが今回の発生土の埋め立ての事案によって、どのような変化を受けるのか、それが許容できる範囲なのか、そうじゃないのかというのを見ていくというのが大事だと思いますので、重要湿地がどのように決まったかとか、その範囲がどうかというのは本質的ではないので、この場で議論してもあまり意味がないのかなというふうに私は思います。以上です。

(三井会長)

ありがとうございます。はい、杉本委員、どうぞ。

(杉本委員)

別に反論じゃないんですけど、この中に書いてあったように、富田委員が見直し検討会に出されたんでしょ。それをちょっとすいませんがコピーでもいいし、出していただけませんか。もうないのかな。

(富田副会長)

アンケートはありますけれども、これは環境省に提出した資料ですので、環境省の許可がなければ公の場に出すことはできないと思います。

(杉本委員)

許可取ってくださいよ。

(富田副会長)

私が許可を取るかどうかということではなく、この委員会として必要であれば委員会として環境省に申請するというのが筋だと思います。

(杉本委員)

どういうことを書いたのかは富田委員が喋ることができるでしょ。

(富田副会長)

はい。説明申し上げてもいいんですが、今回は盛土がテーマですので。

(杉本委員)

次回お願いします。

(富田副会長)

承知しました。

(三井会長)

はい。それでは一旦盛土の話に戻させていただきますが、盛土に関しては、その他、ご意見等ございますか。

では、これまで議論をしてきて、本日は盛土の安全性ということなので、重要湿地もしくはハナノキを守るために、その場所の盛土の計画をどうするかとか、盛土をするしないという議論は次回以降ということで、盛土の安全性ということに限って、これまでの意見を集約させていただきたいと思います。これは私が皆さんの意見を集約しながらということになりますので、まとめたものをお話させていただきつつ、何かあればまたご意見をいただければと思います。

現時点においては、盛土計画に関しては、一定程度、安全、安定性を持っていると判断できると思います。それは高盛土の計画等がきちんと論理的、科学的にきちんと証明されているため。ただし、町民の不安というものはありますので、そこに対しては、一定程度、きちんとした説明が行われることにより、町民の不安が払拭される。つまりきちんとわかりやすい説明をして理解を得ることはとても大事なことで付記させていただきます。

もう一点、これは吉田委員や富田先生の方からお話がありましたが、排水機能がとても重要だということが、私も素人なんですけれども、よく理解できました。つまり適切な施工管理と排水管理をすること、工事完了後もそのチェックに関して、きちんとこちら側が関わられる、つまりそのチェックの内容を提示いただくというような形で、町が関わっていけるという体制を構築するというような条件付きで、盛土の安全性は一定程度保てると判断しますが、皆様これに対していかがでしょうか。よろしいですか。

委員から異論無し

それでは異議の声は出なかったということで、本審議会の意見として、盛土の安全性について認められる、以上をもって、次に進めたいと思いますがよろしいでしょうか。JR東海はご退席ください。長いお時間、お付き合いいただき、誠にありがとうございました。

続きまして、次回以降の計画に関して事務局の方からご説明お願いいたします。

(澤田係長)

事務局からお話させていただきます。このタイミングで(仮称)ミサノカントリークラブ開発計画の概要を参考にお話させていただこうかと思っておりましたが、先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。また、環境関連に関する委員の皆様からの事前情報共有の資料については、ご提出いただき誠にありがとうございました。取りまとめてお配りさせていただいたとおりでございますので今後の討議にご参考にしていただければということでございます。事務局からは以上でございます。

(瀨瀨委員)

次回の資料はいつまでに提出しますか。

(澤田係長)

この後、次回のテーマ等が決まった後に意見をいつまでに出してくださいとか、そういった説明もあるかと思えます。

(三井会長)

次回のテーマに関して、審議する内容について決めていくということでもよろしいですか。今回は基本的に既にお話しているとおりの、重要湿地と希少生物の保全について、をテーマにさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員から異議なし

続きまして筑波大学の佐伯准教授の同席をというご意見がございましたが、事務局のご判断はいかがでしょうか。

(田中参事)

重要湿地関連の情報共有ということで綴らせていただいたものの一番後ろになります。12月29日付で第5回に佐伯准教授の同席と意見陳述のお願いという内容の文書が事務局に提出されました。内容に賛同する委員として、それぞれ大畑委員、岡本委員、小栗委員、籠橋委員、瀬瀬委員、欠席ですが佐賀委員、鈴木委員、富田委員、能登委員という形で出ております。この件についての賛同される方はそうなんですけど、その他の方についてはどういう意見なのかというところをちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

(三井会長)

はい、ありがとうございます。皆様の佐伯准教授を呼ばれることに対してご意見等ございますか。

(杉本委員)

私ちょっといいですかね。実は私、佐伯先生をよく知ってて、去年、筑波大学に行って、3時間ほどお話とレクチャーを受けました。その前も電話でやっぱり1時間から2時間、そういう話を何回かさせてもらって、メール交換もさせてもらって、私としてはある程度すごく親しい関係。それから佐伯先生にも岐阜県の情報、特に中津川市に佐伯先生は詳しいので、佐伯先生の紹介でわざわざ佐伯先生が会ってくださいと紹介された人に会いに行って、その結果まで報告してくださいと言われたので、その報告書まで提出しております。今回ちょっと今日見て驚いたんですけど、私の名前がのってないんですね。これどういうことなんですかね。普通みんなにどうですかっていう話になるんだったら、全員にこれ聞いていくと思うんです。28日に出されたこの大畑さんと富田さんは、湧水湿地研究会のメンバーだし、そもそも佐伯先生という名前は確か富田先生の紹介でしたよね。佐伯先生の名前出しましたよね。それで僕は、佐伯先生が詳しいと聞いたので、佐伯先生に会いに行ったんです。だから、大畑さんも富田先生も僕が会ってることは知ってらっしゃると思うんですね。なぜこれのお誘いがなかったのかなと思うんですけど、そこはどういうふうにこれになったんですかね。29日のお話、これは誰が出されたんですか。

(小栗委員)

私が出しました。

(杉本委員)

他の方にはご説明されてるんですか。

(小栗委員)

杉本さんは入院中ということで、無理じゃないかなと思いました。

(杉本委員)

他の方はお誘いしてるんですか。

(小栗委員)

連絡先がわかる人には私がお願いしました。

(杉本委員)

連絡先はみんな役場が知っていますが、それちょっとまずいんじゃないですか。それがまず一点。それから大畑委員と富田委員は、これ参考人として意見陳述とおっしゃってるんですが、参考人とはどういう意味ですか。

(大畑委員)
専門家として。

(杉本委員)
いや、参考人ですよ。

(大畑委員)
参考人は、別に国会審議の硬い言葉でどうこう言ってるわけじゃないですよ。

(杉本委員)
国会だけじゃありません。

(大畑委員)
じゃなくてもいいですけど、そんなに難しい事で使ってはいません。

(杉本委員)
ちょっと意味がわかんないですね。他の方にもちょっと聞いたらどうでしょうか。

(富田副会長)
私も連名で出させていただいたので説明しますと、私は湿地の専門家ということでこちらの審議会をお受けしているんですが、私は自然地理学という分野ですので佐伯先生の分野とはちょっと違うんですね。特にハナノキに関しては私もあまり詳しくありませんので、特にハナノキが湿地についての審議を行うときには重要で、その第一人者の専門家の方がいらっしゃって、いろんな質問をお受けしたり、あるいはご見解をお話いただいたりということが有意義ではないかということで、書類を出させていただいたという次第です。

(三井会長)
能登委員がご発言されたいということです。

(能登委員)
すみません、私はハナノキのことをもっと詳しく知りたいと思って、役場に年末行きましたよね。個人で最初に行きました。そのときに、次の審議会で、議題にしますからということをおっしゃってくださったので、今日ここに議題を載せればいいんじゃないかと単純に思っておりましたけど。

(三井会長)
ハナノキのことにに関して以前フォーラムに佐伯先生はご登壇されたというふうに伺っておりますが、正しいですか。

(田中参事)
昨年度の重要湿地勉強会というところで富田先生に来ていただいて、富田先生の作成いただいた説明資料の中に佐伯先生の資料が引用されていました。実際にはお越しになっていません。

(三井会長)

資料の中で引用されている以上の情報を得られるということですか。つまり、佐伯先生にいらっしゃっていただくところは、ハナノキの何を知るためなのかということ。私が、なぜご参加いただくのかというのが理解できていないので、お伺いした次第です。

(杉本委員)

一つだけ。これ読んでも何のために佐伯先生呼ぶのかなってよくわからないんですよ。私、佐伯先生から紹介された論文は何本か読みましたけど、ものすごい難しいですよ。これをみんなで勉強するんですか、遺伝子情報を基にしてこういうふうに分けましたって。これは非常に勉強にはなりますけど。ちょっと大畑さんと富田さんが書いてることがちょっと気になったんですけど、JR東海の保全策の是非について意見を求めるとありますが、それ、佐伯先生に求めるんですか。非常に違和感を感じます。こういうプロセスが非常に不透明であるということ、また、佐伯さんに何を聞くのかということがよくわからないというかちょっと疑問があるので、私は反対です。勉強したい人が筑波大学に行けばいいと思います。

(小栗委員)

何か難しい話になってきていますけども、佐伯先生の論文の中に、希少樹種ハナノキを対象とした保全単位の設定という論文があります。どういうふうにしたらハナノキをきちんと残せるかということ、このお話を、みんなで共有できたらなと思って、佐伯先生にぜひ参加していただきたいと思います。以上です。

(三井会長)

例えば、今、皆様にほぼ、JR東海様以外からは10分とか5分とかのお時間で議論を進めていても、15人いらっしゃいますので、かなりの時間を要します。審議会の中で佐伯先生に20分程度というお時間でお越しいただくというのはいかがでしょうか、というところもあり、一旦、どうしてもということであれば、次々回ということでもよろしいですか。つまり今この場で必ず、どちらかにしたいというわけではなく、本当に必要であれば、お越しいただければいいですし、逆に必要な情報を町の方からご提供いただくというような形でも可能かもしれません。寒い時期に筑波からここまでお越しいただくということは、かなりの時間を要してしまうこともある中で、それでも必ず来ていただかないといけない情報があるということであれば、次々回に考えるとして、一旦ここは預からせていただくことでいかがでしょうか。

(大畑委員)

確かに遠くから来てもらって時間も多くは取れないとは思いますが、私は直接お聞きしたいし、町からちゃんとお願ひすれば理解してくれると思います。それから、専門家だから難しいということですが、いくつか一般向けの講演会もされてますけど、非常にわかりやすく話もしてくださる方なので、ぜひお呼びいただきたいと思います。この場で決めていただきたいと思います。

(田中委員)

その話がいいかどうかということよりも、前回のとき、今日いないんですけど、佐賀委員が個別の連絡を取り合っただけのこのことをやめてくださいというような話があった中で、自分に声かけられてないということに対して、どうなのかなと。反対している方からすると、僕は中立だと最初から言っていて、法的にどうかということに基づいて物事を考えて発言してるんで、そういう人はいらぬみたいな。個別に連絡取り合ってるから9人に

なってると思うんですけど、そういうことに対してはどうなのかなと逆にちょっと思っちゃったんで、不信というか、そんなふうに思ってしまったんですけど。

(大畑委員)

重要湿地の会議をするときに、ハナノキの専門家を呼んでほしいということだけです。私と富田さんは日頃から会ってることもあって、一緒にということ、たまたま出ただけです。町の方からもそういう意見があるなら、まとめて意見を出してくれっていうふうに言ったりはされなかったでしょうか。

(田中参事)

今回の件については、審議会の中で決めるものなのでそういった意見があるなら、審議会の中で出してもらった方がいいのでは、出してもらわないと決められないですね、というようにイメージで話をさせていただきました。

(杉本委員)

この件は議事事項なんですか。

(田中参事)

議事事項ではありません。

(武田委員)

実を言うと私も声もかかっておりませんし、従ってこの賛同者名簿にも載っていませんが、その連絡先がよくわからなかったというのは理由にならないと思います。もしこの審議会に諮って皆さんの意見を取りたいというのであればこの名前は不要ですよ。この前までの提案内容で相談をかけるべきで、そこで皆さんが賛同すればいい話。こんな書き方をするものだから、なんで私はその呼びかけの対象にもならないんだろうと。従って結果的に賛同者にもなり得ないと。これは変な話、この審議会自体を分断するんですよ。それをやめましょうというのが前回の約束ではなかったですか、ということをお願いしたい。

(小栗委員)

賛同者が複数あるかないかを尋ねられたんじゃないかなかったです。だから名前を書かせてもらったんですが。

(田中参事)

今回の件、今ちょっとお聞きしているんですが、賛成の方と反対の方がいらっしゃる中で、議事事項じゃないものであり、呼ぶのか、呼ばないのかを決められないというところです。先ほど、この場で決めるというふうには言われたんですけど、皆さんが納得されないところで、決められないものですから、事務局の方としては、次回のところ、これをというのはちょっと決定できないというふうに考えております。

(杉本委員)

最初のこの審議会の諮問事項では、何かについて賛成反対を決めるようなものは出ていませんよ。意見を出し合うという話だと思ったんですけど。多数を形成して何かを決めるというようなものは、そもそも諮問事項に入ってませんよ。入ってないことは決められません。

(大畑委員)

単純に専門家の話が聞きたいと思っただけの話です。反対の人もいるけど、聞きたい人もいる。

(杉本委員)

じゃああなたたちで呼べばいいんじゃないですか。

(大畑委員)

審議会で勉強する場を設けたい。

(三井委員)

ごめんなさい。審議会は勉強の場所ではないのは、間違いないです。それであれば審議会の前に勉強会という形で開いていただければ。それは、町が関与するかは別だとは思いますが、町が関与するかどうかは別だとは思いますが、勉強のために呼びたいが目的で、先生のお話をということであれば、審議会の日に呼んでいただいてもいいですし、別日に勉強会を開いていただいて、その情報を提供いただくというのは非常に有益なことだと思いますが、いかがでしょうか。

(大畑委員)

勉強会をそんなふうにとらえられるとは思わなかった。ちゃんと委員が判断する上において貴重な情報を得られると思ったから提案しました。

(富田委員)

私も勉強会ということではなく、今日例えばJRの方がいらっしゃって、盛土についてのいろんな知識を披露していただきました。それと同じような形でハナノキや自然環境の専門家として、こういった意見があるけれども、どう考えるかというのを、その専門家としての立場から意見を言っていただくと、そういったような形を私は考えておりました。

(三井会長)

町としてはいかがですか。

(田中参事)

先ほど先生がおっしゃられたように、JRの方もあの時間で、精一杯という形になりますので、十分な時間が取れないものですから、今、もし佐伯先生を呼ぶことに賛成される方が、佐伯先生にこういうことが聞きたいということであれば、それを町に出していただいて、佐伯先生にこういった部分でご意見いただけますかという形でお伝えして、それが伝えられれば、もうそれで済むのかなというふうには思ったんですけど。

(大畑委員)

佐伯先生をお呼びしても話していただく時間が短いからということですか。

(田中参事)

今回の私どもの審議会は、皆さんで意見を出し合って、それから審議を深めていただくということがメインで考えていますので、先生の方からのお話となるとやっぱり時間が限られてくるものですから、ある程度これについて聞きたいんだとか、ここについて考えを聞きたい、教えてもらいたいというのを洗い出し、それに対する先生の意見をもらった方が簡潔に、時間調整もできるかと思えます。賛成、反対の考えがある中で、分断というような話もあつた中で、事務局としてそういうことは避けたいなというふうに思っています。

(三井会長)

今回、JR東海にご参加いただきましたが、論点を絞って回答いただくように整理をさせていただきます。実際に先生にお越しいただくか、回答で済むのかを事務局とご相談させていただきますが、まずは、先生に教えていただきたいことをリストで挙げてください。実際にお越しいただいた方が適切だと判断されれば、簡潔にお答えをいただく。もしくは、文書で済むと判断されれば、文書回答をいただく形でいかがですか。

今、ちょっとまとめさせていただきましたが、今回、ハナノキの専門性を持った先生にお話を伺いたい。そのお話に関しては目的があるということですので、聞きたい項目を挙げた上で、佐伯先生が実際にここにお越しいただいて簡潔にお話しいただくのか、文書で回答いただくのかは少し整理した上で、決めさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他はよろしいでしょうか。それでは、以上を踏まえて、次回は重要湿地、希少生物の保全について、に関してなんですけれども、この後、皆様からの意見を1月21日（日）中までに提出ということによろしいですか。ただし、佐伯先生をお呼びするというになると、そこはもう少し早めにする必要があります。19日（金）に交渉していただいて、次の日曜日に来ていただくという形ぐらいになると思うので、金曜日の午前中までに佐伯先生へのご質問、お聞きになりたいことがあれば項目を出していただくということによろしいでしょうか。金曜日の午後に、町からご連絡いただき、もしも、文書でのやり取りであれば、1週間という大変短い期間になりますし、お越しいただくということも含めて検討いただくので、金曜日の午前中にお願います。それ以外に関しては21日（日）中までによろしいですか。

(籠橋委員)

資料は全部自分で手作りですので、とても4日や5日ではできません。

(三井会長)

資料ではなく佐伯先生のご質問の方だけです。

(籠橋委員)

そうですね。あとは当日でいいですか。

(三井会長)

わかりました。まずは主なる意見の方をあらかじめ出してください。追加資料は当日配布という形でも構わないんですけれども、事前に籠橋委員の意見を私は知りたいです。ですから、1週間前に出してください。ただし、もちろん当日追加資料があれば、それは拝見させていただきます。その形でいかがですか。

(籠橋委員)

今回の資料でも、とてもじゃないですけどね、もう徹夜徹夜で1週間かかってもできないですよ。

(三井会長)

はい。でも、この予定というのは実は12月からお知らせしてあり、1ヶ月間迫るのであらかじめご準備くださいとお願い申し上げておりました。ですから本来であれば既にご準備いただいているはずですが、でも、籠橋委員の意見を尊重し、まずは論点を1週間前に出していただき、追加のものは当日までにご提出ください。やはり、あらかじめ籠橋委員がどんなお考えを持っていらっしゃるかということを知っておくというのはとても大事になりますので

ぜひご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。皆様もぜひ、時間がないんですがこのスケジュールは、去年からわかっていたことです。よろしくお願いいたします。

まとめます。19日の午前中、12時までに、まずは佐伯准教授に対するご質問、ご意見を聞きたい項目を全て列挙してください。そうしましたら、事務局が3時間程度でまとめ、午後3時に佐伯准教授にご連絡をします。

それ以外は一旦、1週間後の21日中、日曜日までにご利用します。主たるご意見でも結構ですが、できるだけ意見集約したものを提出してください。追加であれば、コピー等ができますので金曜日の午前中までにご利用します。よろしいですか。では本日の議題は以上です。長時間にわたり誠にありがとうございました。

17 : 30終了